

モデル問題例1

【資料 B】

城見市「街並み保存地区」景観保護ガイドラインのあらまし

ガイドラインの基本的な考え方

城見市「街並み保存地区」一帯は、市名の由来にもなっている秋葉山山頂に築かれた白鳥城下を通る、旧街道の伝統的な道路遺構と街並みからなります。その街並みと自然とが呼応し、そこに集まる人々によって文化と共に育まれてきたところにその特徴があります。

私達は、「街並み保存地区」に限らず、城見市が育んできた歴史、文化の特質を尊重し、優れた自然と景観に対して十分配慮するとともに、この自然と景観を維持、保全、育成しなければなりません。そのためには、住民、企業、行政など全ての人々が城見市の景観に対するさらなる意識の向上を図り、貴重な財産であることを深く認識し、この美しい景観を将来の世代に引き継ぐ責務を負っているのです。



景観保護の目標

- ア 市役所周辺から商店街区にかけてのにぎわいを連続させるとともに、都市の顔として風格のある空間づくりを進めます。
- イ 秋葉山の眺望や松並木などの景観資源を活用し、親しみがあり愛着と魅力を感じる街並みを形成していきます。
- ウ 広域からの来客のある、観光や伝統行事などの拠点にふさわしい景観づくりを進めます。



景観保護の方針

- ・松並木及び「街並み保存地区」の植栽を保全し、街並みや秋葉山の景観との調和を図ります。
- ・建築物の壁面、広告物や看板の色彩については、原色などの目立つものを避け、伝統的建築物との調和を図ります。
- ・個人住宅を含めて、建物外面の色調を落ち着いたものとし、壁面の位置や軒高をそろえます。
- ・一般及び観光客用の駐車場や街路のごみ箱、ごみ収集時のごみ置き場は目立たないように工夫します。
- ・「街並み保存地区」は自動車の出入りを制限し、ゆとりある歩行空間を確保します。
- ・議会等との協議を通して、景観を保護するために必要な予算があれば、その計上を検討していきます。

5

【出典】平成29年5月大学入試センター公表資料「『大学入学共通テスト（仮称）記述式問題のモデル問題例』」より

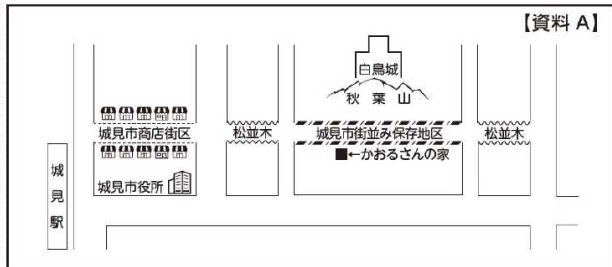
Ⅱ 記述式問題のモデル問題例と評価することをねらいとする能力について(国語)

大問全体の出題のねらい

架空の行政機関が広報を目的として作成した資料等を題材として用い、題材について話し合う場面や異なる立場からの提案書などを検討する言語活動の場を設定することにより、テキストを場面の中での的確に読み取る力、及び設問中の条件として示された目的等に応じて表現する力を問うた。

モデル問題例1

【資料 A】



かおるさんの家は、「資料 A」の「城見市街並み保存地区」に面している。伝統的な外観を保った建物である。城見市が作成した景観保護に関する「資料 B」「城見市街並み保存地区」景観保護ガイドラインのあらましとして、かおるさんの父と姉の会話を読み、後の問い（問1～4）に答えよ。

67

モデル問題例1

問4

父と姉の会話を聞いて、改めてガイドラインを読んだかおるさんは、姉に賛成する立場で姉の意見を補うことにした。かおるさんはどのような意見を述べたと考えられるか、次の条件に従って述べよ（ただし、句読点を含む）。

条件1 全体を二文でまとめ、合計八〇字以上、一二〇字以内で述べること。なお、会話体になくよい。

条件2 一文目には「ガイドラインの基本的な考え方」と、姉の意見が一致している点を簡潔に示すこと。

条件3 二文目には、「経済的負担」を軽減する方法について述べること。

条件4 条件2・条件3についてそれぞれその根拠となる記述を「資料 B」「城見市「街並み保存地区」景観保護ガイドラインのあらまし」から引用し、その部分を「」で示すこと。なお、文中では「ガイドライン」と省略してよい。

問3

会話文から読み取ることができ、父と姉の景観保護ガイドラインの導入についての議論の対立点を「～の是非」という文末で終わるよう「一二〇字以内で述べよ（ただし、読点を含む）。

問2

ある会社が、「街並み保存地区」の活性化に向けた提案書を城見市に提出した。次の文章はその「提案書の要旨」である。これに対して、城見市は、ガイドラインに従って計画の一部を修正するよう、その会社に求めた。どの部分をどのように修正することを求めたと考えられるか、三十五字以内で述べよ（ただし、句読点を含む）。

【提案書の要旨】
複数の空き家が連続して並んでいる場所を再利用した商業施設を作りたい。古くて味のある民家を最大限活用したカフェ、洋服屋、本屋、雑貨屋、美容院などを総合的にプロデュースすることで、一度は行っていたまちづくりに貢献したい。初めて訪れる観光客にも親切なように、目につきやすい色の看板を数多く配置し、行きたい店をすぐに探せる配慮をする。また、住民にも利便性の高い店の誘致を進める。

問1

会話文中の傍線部「一石二鳥」とは、この場合街並み保存地区が何によってどうなることを指すか、「一石」と「二鳥」の内容がわかるように四〇字以内で答えよ（ただし、句読点を含む）。

モデル問題例1

姉

「住民対象の説明会から帰ってきた父に」お疲れさま。説明会、どうだった？」

父「ああ、これ、資料だよ。（資料 B）を姉に渡す。最近、うちの周りもそうだけど、空き家が多くなってきたよね。この間も、少し向こうの空き家の裏の土が壊されたりした。そのままだと治安の面が不安だ。それが取り壊されて、その跡地に「街並み保存地区」っていう名前になっちゃう。建物も壊れてしまってもいい。景観を守ることで、この一帯を観光資源にしていきたいという計画らしいね。つまり、「一石二鳥を狙った訳さ。」

姉「なるほどね。それで、うちの周りはどうなの？」

父「うちの前の道路（ゆとりある歩行空間を確保）って言う話だったから、電柱を移動させるか、電線を埋設するのにならなうけど、狭いままだってことには変わりないよ。」

姉「我が家の外壁を塗り直そうかって時は、その費用は市が負担してくれるの？」

父「多分、それはないんじゃないか。市の予算は、公共の環境整備に使うだろう。」

姉「あれ、そうなの？…ところで父さんは、このガイドラインの導入についてどう思ってるの？」

父「私は反対だよ。住民の負担が大きすぎるね。外壁の塗装も建物の改築も、すべて周辺の景観に配慮した上で、適切な対応を自己負担で考えなければいけない。これじゃあ、引越した方が気が楽だ。かえって空き家を増やすだけだと思うよ。」

姉「でも、今のままだと、ここはどんどん衰退していくだけだね。住民がいなくなると、この街の文化や歴史の一部が途絶えてしまうよ。逆にこの街の魅力が失われ、観光客にPRすることもできなくなる。街並みを整備して、地域の魅力づくりに成功したら、ここから出て行く人が少なくなると、空き家も減るよ。そうしたら、この街は守られるよね。」

父「それは希望の推測だし、感情論に過ぎないね。実際問題として、ガイドラインの通り、古い街並みを残すとしたら、家を改築する時に、デザイン料にせよ材料費にせよ、通常以上の自己負担が必要になる。これじゃあ、地域住民の同意は得られないよ。」

姉「私は、ある程度の住民の自己負担は必要だと思う。こういう地域づくりって、行政に任せっぱなしにしたままで、私たち地域住民は受け身でいいのかわからない。それに、ガイドラインには広告や看板の色彩のことも書いてあるけど、これからは、自然環境も含めて、そうしたい環境も大事にしたいじゃないかと思う。確かに色々と制約があるけど、お金もかかるけど、地域を守り、地域の魅力を作っていくのは、他でもない私たち自身なんだっていう意識を持って、私たちの生まれ育ったこの街を守っていくためには、ある程度の自己負担も必要だよ。」

父「私も、すべて行政に任せちゃえばいいとは思ってない。だけど、個人の家庭に手を入れることは、本質的にその人の自由意志だし、住民の利便性を考えた道路整備は間違いない行政の仕事だ。ところがガイドラインに従って、古い家を思うように直すこともできないし、狭い道もそのまま使うという不自由を、住民に強いることになる。現実的に発生する問題を自らを知らして、感情論で地域づくりを語っても、そんなものは絵に描いた餅に過ぎないよ。」

姉「じゃあ、このまま何もしてくれないの？ 街がさびれていく様子を、ただ黙って見てろってこと？」

<正答例>

問1 景観を守るガイドラインによって、治安が維持され観光資源として活用されること。(38字)

問2 看板は目につきやすい色ではなく、伝統的建築物と調和した色彩にすること。(35字)

問3 例① 個人の自由を制限し、自己負担を求めること(の是非。)(20字)

例② 自己負担や制限を受け入れて進めること(の是非。)(18字)

問4 姉の意見は、「全ての人々」が「意識の向上」を図り、「景観を将来の世代に引き継ぐ」というガイドラインの考え方と一致している。また、方針に「景観を保護するために必要な予算があれば、その計上を検討」とあるので、補助が受けられる可能性がある。(119字)

【出典】平成29年5月大学入試センター公表資料「『大学入学共通テスト（仮称）記述式問題のモデル問題例』」より

68

数学Ⅰ・A <記述式問題>

<正答例及び留意点>

第1問 [3] (い)

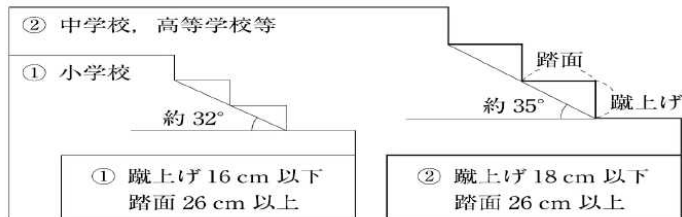
[3] 久しぶりに小学校に行くと、階段の一段一段の高さが低く感じられることがある。これは、小学校と高等学校とでは階段の基準が異なるからである。学校の階段の基準は、下のように建築基準法によって定められている。



高等学校の階段では、^{はあ}蹴上げが18 cm 以下、^{ふみづら}踏面が26 cm 以上となっており、この基準では、傾斜は最大で約35°である。

【建築基準法による階段の基準】

*下の図は、階段の傾斜が基準内で最大のときを表している。



階段の傾斜をちょうど33°とすると、蹴上げを18 cm 以下にするためには、踏面をどのような範囲に設定すればよいか。踏面を x cm として、 x のとり得る値の範囲を求めるための不等式を、33°の三角比と x を用いて表せ。解答は、解答欄 **(い)** に記述せよ。ただし、踏面と蹴上げの長さはそれぞれ一定であるとし、また、踏面は水平であり、蹴上げは踏面に対して垂直であるとする。

【出典】平成30年度試行調査 数学①〔数学Ⅰ・数学A〕「問題」・「正解等」

69

《正答例》 $26 \leq x \leq \frac{18}{\tan 33^\circ}$

《留意点》

- 「 $\leq$ 」を「 $<$ 」と記述しているものは誤答とする。
- 33°の三角比を用いずに記述しているものは誤答とする。
- 正答例とは異なる記述であっても題意を満たしているものは正答とする。

問題採点関連業務の委託事業者の選定

導入見送り決定
時点までの資料

1. 調達概要

公告期間: 令和元年6月7日(官報掲載日)～8月8日(入札書提出期限)
 開札日: 令和元年8月30日14時
 落札方式: 一般競争入札(総合評価落札方式)
 業務概要: ①「大学入学共通テスト」における記述式問題の採点業務
 ②「大学入学共通テスト」の記述式問題の採点に関する準備事業の実施
 契約期間: 契約締結日～令和6年3月31日

2. 落札業者

(株)学力評価研究機構

3. 落札価格

6, 160, 943, 470円(令和元年度～令和5年度までの額)

4. 応札者数

2社

5. 契約日

令和元年9月30日、大学入試センターと(株)学力評価研究機構において契約締結

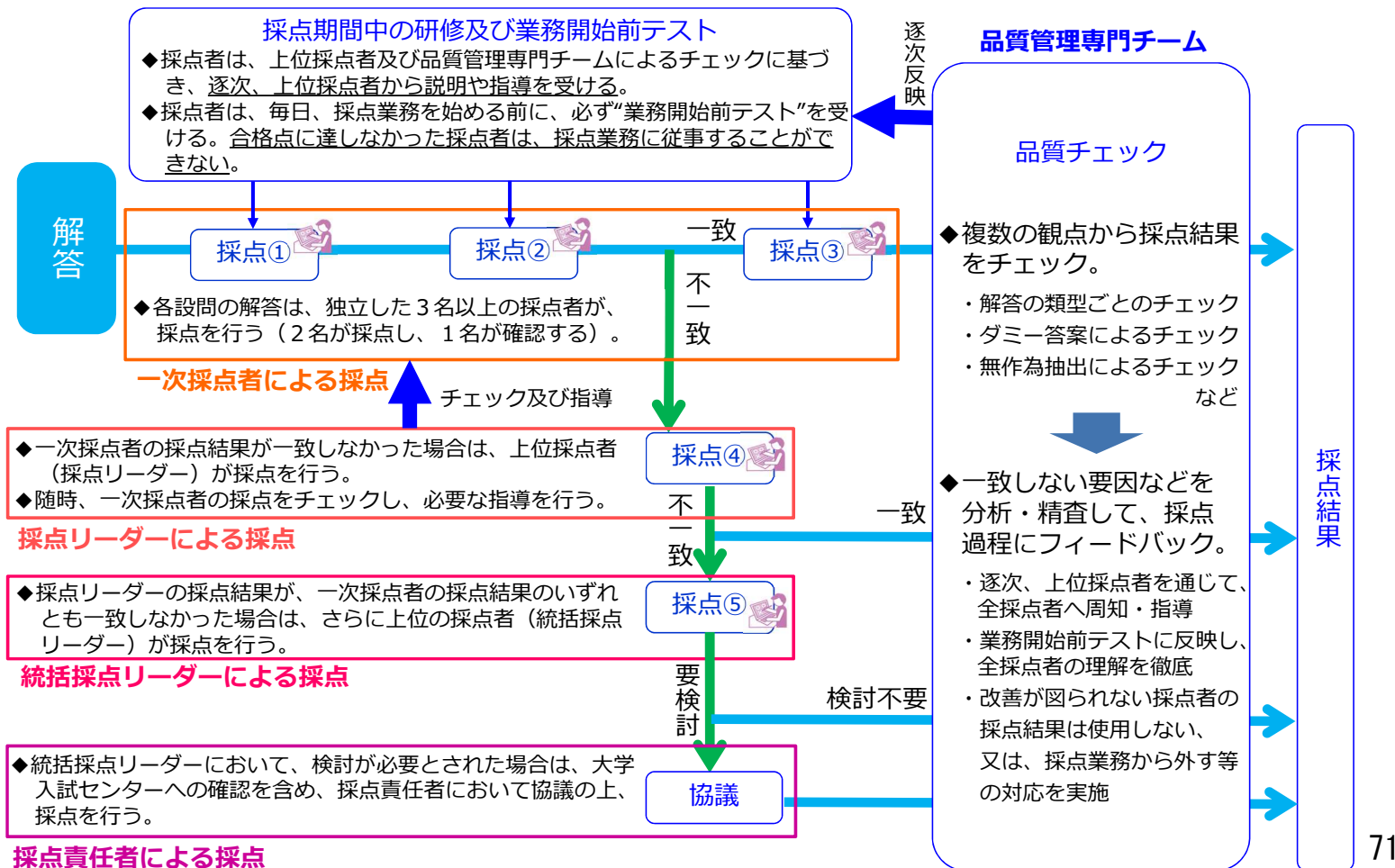
<参考> 試行調査における国語及び数学の記述式問題採点事業者

○平成29年度(5万人規模)

契約の相手方: (株)ベネッセコーポレーション、調達方法: 一般競争入札(総合評価)、契約額: 111, 573, 396円

○平成30年度(10万人規模)

契約の相手方: (株)ベネッセコーポレーション、調達方法: 一般競争入札(総合評価)、契約額: 259, 110, 900円



「大学入学共通テスト」実施方針及び策定に当たっての考え方（平成29年7月）（抜粋）①

「大学入学共通テスト」実施方針

5. 出題教科・科目等

○「国語」、「数学I」、「数学I・数学A」については、8.で見直しを行うマークシート式問題に加え、記述式問題を出題する。

※ 次期学習指導要領に基づくテストとして実施することとなる平成36年度以降、地理歴史・公民分野や理科分野等でも記述式問題を導入する方向で検討を進める。

6. 記述式問題の実施方法等

(1) 国語 【(2)数学も同様】

③出題・採点方法

○ 記述式問題の作問、出題、採点はセンターにおいて行う。

○ 多数の受検者の答案を短期間で正確に採点するため、その能力を有する民間事業者を有効に活用する。

○ センターが記述式問題の採点結果をマークシート式問題の成績とともに大学に提供し、各大学においてその結果を活用する。

※ センターが共通テストにおいて作問、出題、採点する記述式問題とは別に、各大学が個別選抜において一定の期日に出題・採点に利用することができるようセンターが大学の求めに応じ記述式問題及び採点基準を提供する方式の導入も検討する。

「大学入学共通テスト」実施方針策定に当たっての考え方

導入見送り決定
時点までの資料

6. 記述式問題の実施方法等

＜検討経緯＞

- 記述式問題の実施期日を含む全体の制度設計については、昨年8月、記述式問題の導入意義、評価すべき能力や作問の構造、採点の方法・体制等を全体として考慮した上で、1月に実施しセンターが採点する案、12月に実施しセンターが採点する案、1月に実施しセンターがデータを処理し、それを踏まえて各大学が採点する案の三つの案を提示した。
- このうち、各大学が採点を行う案については、限られた期間の中で実施でき、作問内容の柔軟な設定が可能となるなどの点で優れた選択肢である一方、大学の負担・体制や私立大学の入試日程、個別選抜との関係等も考慮し、多くの大学が共通テストの記述式問題を活用できるようにするため、①センターが解答の形式面を確認し、各大学が採点する(パターン1)、②センターが段階別評価まで採点を行い、各大学で確認する(パターン2)の2つに整理し、平成28年11月に関係団体に提示した。
- これを受け、国立大学協会の「大学入学者選抜試験における記述式問題出題に関する国立大学協会としての考え方」(平成28年12月)では、すべての国立大学受検者に、個別試験で論理的思考力・判断力・表現力等を評価する高度な記述式試験を課すことを目指すこと、パターン2を、具体的な問題例と採点基準等を今後十分に吟味した上で5教科7科目の中の国語において、国立大学の一般入試の全受検者に課す方向で検討すること、パターン1を、各大学の個別試験問題として活用することができるよう、各大学の求めに応じて大学入試センターが提供する方向で検討すること、などの考えが示された。

また、日本私立大学団体連合会の「「大学入学希望者学力評価テスト(仮称)」の検討状況に関する意見」(平成28年10月)では、記述式問題を大学が採点する案について、日程や体制の問題から実質的に不可能であり、採点の統一性の観点からセンターが責任をもって行うことが必要とされた。

73

「大学入学共通テスト」実施方針策定に当たっての考え方

導入見送り決定
時点までの資料

- パターン2については、2回にわたるセンターのモニター調査(フィージビリティ検証)を通して、大規模共通かつ一斉の選抜試験を想定した記述式問題のモデル問題の作成及び公表に向け、条件設定や採点基準、試験時間等の検証を行った。

モデル問題案は、以下の要件を満たすものとした。

- ア. 後述の＜評価すべき能力・問題類型等＞で示す評価すべき能力測定が可能な問題であること
- イ. 短期間での採点が可能で問題であること
- ウ. 選抜試験であることから、客観性・公平性を確保した採点が可能で問題であること
- エ. 一定の時間内で解答が可能な問題であること

モニター調査を通じ、受検者が思考・判断・表現を求められる具体的な場面を、条件として適切に設定することにより解答パターンがある程度限定され、短期間での客観性・公平性を確保した採点(*)が見込めること、国語全体の試験時間は100分程度で収まることなど、上記ア～エの要件等について確認することができた。今後、平成29年度に5万人規模の大規模なプレテストを実施する予定であり、上記の検証項目や採点期間等について更に検証していく。

* 国語で評価すべき能力を踏まえ出題した記述式問題の答案について、今回の調査では数百人規模の実施であったが、①80～120字で表現することなど文字数も含め、受検者が思考・判断・表現を求められる具体的な場面を条件として適切に設定すること、②採点者が方針を共有しやすい採点基準を明確にすること、③採点者が上位判定者に協議し採点の信頼性を確保する多層的な採点体制をとることなどが、採点の精度を担保するための重要なポイントとなることが確認された。今後、モニター調査の更なる分析を進めるとともに、平成29年11月予定の大規模プレテスト(5万人)を通じて、こうした条件設定や採点基準、採点体制に加えて、採点の検収や自己採点の在り方等についても更に検証していく。

74

2017年度 (H29)		2018年度 (H30)		2019年度 (R1)		2020年度 (R2)							
「大学入学共通テスト」の導入	「実施方針」の策定・公表 (29年7月)	試行調査の実施 (29年度)	試行調査の実施 (30年度)	「実施大綱」の策定・公表 (31年度初頭目途)	「大学入学共通テスト」の実施								
試行調査	受検者数	国語		数学		国語		数学					
	対象者	約6.5万人		約5.4万人		約6.8万人		約6.6万人					
	問	1	2	3	あ	い	う	1	2	3	あ	い	う
	不一致率	27.3%	21.2%	30.5%	10.6%	4.0%	7.2%	30.2%	33.4%	28.2%	6.6%	14.7%	10.2%
	補正率	0.05%	0.07%	0.63%	0.41%	0.00%	0.29%	0.23%	0.34%	0.31%	0.00%	0.01%	0.03%

大学入学共通テストにおける記述式問題について指摘された課題

①質の高い採点者の確保

- 採点事業者においては、これまでの実績等から、適正な試験によって質の高い採点者を十分に確保できる見込み。
- 実際の採点者は令和2年の秋から冬にかけて学力試験、面接等により選抜の上、必要な研修を行い確保する予定であった。

②正確な採点

- 採点者への事前研修の実施、複数の視点で組織的・多層的に採点を行う体制の構築、準備事業における一連のプロセスの検証・改善、品質管理専門チームの設置、ダミー答案を活用したチェックや無作為抽出によるチェックなどにより、採点の質の向上が可能。
- 一方で、記述式問題の性質上、55万人の答案を短期間で採点する中で、採点ミスをゼロにすることは極めて困難。

③採点結果と自己採点の不一致の解消

- 正答の条件に基づく採点の仕方について説明した資料の周知（令和元年度内）のほか、模擬答案を用いた自己採点動画の提供等について検討してきた。これらによって、採点結果と自己採点の一致率が一定程度上がることが見込まれるものの、大幅に上昇することは困難。

④守秘義務の徹底

- 採点事業者に守秘義務を課し、違反した場合の損害賠償等も規定した契約の締結や、採点者等に対し試験実施前に試験問題を類推できる情報を開示しないことなどを定めた機密保持契約の締結などにより、採点業務に関する機密性を保つ体制は確保可能。

⑤民間事業者が行う他の教育事業との関係

- 正答の条件に基づく採点の採点事業者に対し、採点業務に伴い知り得た一切の情報の漏洩や目的外使用の禁止を契約に規定。また、採点業務を受託したことを利用した宣伝行為をベネッセグループ全体で自粛いただき、社会的疑念が生じることがない体制が確保されるよう努めてきた。

⑥障害等がある受験者に対する配慮

- 通常の解答用紙への記述が困難な受験者に対して、解答用紙の解答欄やレイアウトの変更などを行うほか、それでも困難な受験生に対しては、パソコンやタブレットを用いた入力を可能にするためのソフトウェアの開発を行ってきた。
- 令和2年度の早い時期に公開することで、普段の授業等で活用しながら、円滑な準備が可能になるように進めてきた。

○ 大学入学共通テストにおける記述式問題について申し上げます。

この問題について、この間、国会での御指摘等も踏まえ、累次にわたり協議を続けてまいりました。最終的に先週及び昨日、大学入試センターの山本理事長から二度にわたり検討状況に関する現状の報告を受けました。

また、昨日は、大学入試センターを訪問し、極めて厳密な体制で試験問題の作成などの試験実施業務が行われていることも伺ってまいりました。

○ 文部科学省としては、大学入学共通テストにおける記述式問題の導入に関して指摘されている課題に対し、どのような改善が可能かできる限りの方策を大学入試センターとともに検討し、採点事業者に必要な対応を求めるなど様々な努力を重ねてまいりました。

○ その結果として、

- ・ 一つには、採点事業者には守秘義務を課し、違反した場合の損害賠償等も規定した契約の締結や、採点者等に対し試験実施前に試験問題を類推できる情報を開示しないことなどを定めた機密保持契約の締結などにより、採点業務に関する機密を保つ体制を確保いたしました。
- ・ また、採点事業者に対し、採点業務に伴い知り得た一切の情報の漏洩や目的外使用の禁止を契約に規定しているほか、採点業務を受託したことを利用した宣伝行為を、同社のグループ全体で自粛していただき、社会的疑念を招くことのない体制の確保に努めてきました。
- ・ さらに、障害のある受験生に対しては、記述式問題を導入することに伴い、解答欄の大きさやレイアウトを変更した解答用紙を用意すること、それでも解答が難しい受験生に対しては、パソコンやタブレットを用いた入力を可能にするためのソフトウェアの開発などを行うなど新たな受験上の配慮を行い、それらをこれまでより早期に公表することとするなど、種々の検討・対応を進めてまいりました。

77

○ 同様に、採点の質、自己採点と採点結果との不一致の課題についても、真摯に取り組んでまいりました。

大学入試センターによりますと、

- ・ まず、採点体制については、採点事業者としては、示された採点期日までに採点を完了するために必要な質の高い採点者を確保できる目途は立っているということであります。

一方で、実際の採点者は、採点事業者において、適正な試験等により選拔し、更に必要な研修を行うという慎重なプロセスを経て適任者を得ることとしております。このため、実際の採点者が決まるのは来年の秋から冬になるということであります。

- ・ 採点の精度を上げることについては、2度の試行調査の検証結果も踏まえ、採点事業者において、当初の予定より更に多人数の視点で組織的・多層的に採点を行う体制の構築や、元教員等の専門的知見を有する者による品質管理専門チームを設け、ダミー答案を活用したチェックや無作為抽出によるチェックなどを行うなど、大学入試センターとしても更なる採点精度の向上を図ることが可能であるということですが、採点ミスを完全になくすところまで至るには限界があるということでありました。
- ・ このため、各大学での個別選抜の前に、記述式問題の採点結果を本人に開示することも含め検討しましたが、採点スケジュールや各大学への成績提供の開始時期との関係から調整・解決すべき点が多く、少なくとも来年度からこれを行うことは現実的には困難との判断になりました。

その検討に当たっては、共通テストを12月や1月上旬に早めることも再度検討しましたが、12月については、受験までに高校の学習内容を終了することができないことや各種の体育大会や文化行事の日程との関係などから難しく、1月上旬に早めることについても、年末年始の時期に、試験問題の配送や厳重な保管などを確実に行う上で問題があり、困難との判断になりました。

- ・ 自己採点については、2度の試行調査において、国語で約3割が自己採点と採点結果が不一致となりました。これについては、正答の条件に基づく採点の仕方について説明した資料を年度内に周知することに加え、模擬答案を用いた自己採点動画の提供による自己採点シミュレーションの支援なども検討いたしました。これらによって、一定程度の改善が期待できるとのことでありましたが、自己採点の不一致を大幅に改善することは困難であるということでありました。

78

また、作問の工夫によって、自己採点しやすい設問にすることも検討いたしました。しかし、その場合、論理的な思考力や判断力を評価するという記述式問題導入の本来の趣旨を損なうことになりかねないとの判断に至ったとのことであります。

○ これらを受け、文部科学省としては、

- ・ 採点体制について、採点事業者として必要な数の質の高い採点者の確保ができる見通しは立っていることは認められるものの、実際の採点者については、来年秋以降に行われる試験等による選抜、研修の過程を経て確定するため、現時点では、実際の採点体制を明示することができません。
- ・ 採点の精度については、様々な工夫を行うことにより、試行調査の段階から更なる改善を図ることはできると考えておりますが、採点ミスをゼロにすることまでは期待できず、こうした状況のもとで、試験の円滑かつ適正な実施には限界があると考えております。
- ・ 自己採点については、様々な取組を行うことにより、一定の改善を図ることができることは確認しましたが、採点結果との不一致を格段に改善することまでは難しく、現状では、受験生が出願する大学を選択するに当たって支障になるとの課題を解決するにはなお不十分だと考えております。

○ この間、国会審議をはじめとして本件に関し様々なご意見が出され、受験生の立場に立って、早く結論を出すことが何をおいても重要だと考えてまいりました。

○ これらのことから、再来年(令和3(2021)年)1月実施の大学入学共通テストにおける記述式問題の導入については、受験生の不安を払拭し、安心して受験できる体制を早急に整えることは現時点において困難であり、記述式問題は実施せず、導入見送りを判断をいたしました。

○ 再来年1月の共通テストに向け勉強している生徒や、保護者、教師をはじめとする関係者の皆様にはご迷惑をおかけする結果となり、誠に申し訳なく思いますが、ご理解を賜りたいと存じます。

79

○ 今般の大学入試改革は、子供たちが未来を切り拓くために必要な資質・能力の育成を目指して、高校教育改革、大学教育改革とともに「高大接続改革」の一環として取り組んでいるものであります。初等中等教育を通じて論理的な思考力や表現力を育て伸ばすことは、大変重要であり、それらを評価する観点から、大学入試において記述式問題が果たす役割が大きいことには変わりはありません。

今回、令和3年1月の大学入学共通テストでは記述式問題は実施せず、導入見送りを判断しましたが、各大学の個別選抜において記述式問題の活用に積極的に取り組んでいただきたいと考えており、文部科学省として、各大学に対してそうした取組をお願いしていききたいと思います。

また、私の下に設置する検討会議において、共通テストや各大学の個別選抜における記述式問題の在り方など大学入試における記述式の充実策についても検討してまいりたいと考えております。

80

	○記述式問題(記述式導入に特化した経費のみを計上)	○大学入試英語成績提供システム
平成 27年度	0.1億円 ・テストに係る作問イメージ(モデル問題)の作成 ・それらの信頼性、妥当性についての実証的な検討	
平成 28年度	0.1億円 ・テストに係る作問イメージ(モデル問題)の作成 ・それらの信頼性、妥当性について実証的な検討	
平成 29年度	2.5億円 ・記述式の作問・採点を含むテストの信頼性・妥当性についての実証的検証、試験問題の難易度、運営上の問題の検証、試行調査(プレテスト)における採点の実施等	0.1億円 ・内容や方針等を検討する委員会の開催や調査の実施
平成 30年度	8.8億円 ・記述式の作問・採点を含むテストの信頼性・妥当性についての実証的検証、試験問題の難易度、運営上の問題の検証、試行調査(プレテスト)における採点の実施、システムの構築等	3.2億円 ・共通ID発行等のためのシステムの構築 ・内容や方針等を検討する委員会の開催や調査の実施
令和 元年度	4.1億円 ・記述式問題の導入に対応したシステムの構築や受験上の配慮対応等 ・採点準備事業の実施	3.4億円 ・共通ID申請・受付のための業務委託 ・コールセンターの設置

※記述式問題については、各年度の予算積算上、大学入学共通テストへの記述式問題導入に特化した経費(委員会開催のための旅費・謝金等を含む)を計上している。
 ※OMR(光学式マーク読取装置)の整備については、定期更新によるものであるため計上していない。

6. 我が国の入試制度の概要

大学入試の円滑な実施に資するため、以下のような省令や基本方針に基づき、多様な入試方法や学力検査の在り方等について、毎年度、大学・高等学校関係者との協議を踏まえ、ガイドラインとして「大学入学者選抜実施要項」を定め、各大学に通知している。

○大学設置基準（昭和31年10月22日文部省令第28号）

（入学者選抜）

第2条の2 入学者の選抜は、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。

（基本方針）

大学入学者選抜は、各大学（短期大学を含む。以下同じ。）が、それぞれの教育理念に基づき、生徒が高等学校段階までに身に付けた力を、大学において発展・向上させ、社会へ送り出すという大学教育の一貫したプロセスを前提として、各大学が、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）や教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえ定める入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）に基づき、大学への入口段階で入学者に求める力を多面的・総合的に評価することを役割とするものである。

このことを踏まえ、各大学は、入学者の選抜を行うに当たり、公正かつ妥当な方法によって、入学志願者の能力・意欲・適性等を多面的・総合的に判定する。（略）

平成31年度大学入学者選抜実施要項（平成30年6月4日付文部科学省高等教育局長通知）より

令和2年度大学入学者選抜日程

		～6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
		A O 入 試													
		推 薦 入 試													
国 公 立 大 学	私立大学	「大学入学者選抜実施要項」を各大学に通知（局長通知）	令和元年6月4日～7月31日 選抜要項の発表（各大学）		令和元年9月30日～10月10日 大学入試センター試験の出願受付		令和元年12月15日まで 募集要項の発表（各大学）		（追試 1月25・26日） 令和2年1月18・19日 大学入試センター試験	（公立）令和2年1月27日～2月5日 （国立）令和2年1月27日～2月5日 出願受付	令和2年2月25日～ 前期日程試験	（公立）令和2年3月1日～10日 （国立）令和2年3月6日～10日 前期日程の合格発表	令和2年3月8日～ 中期日程試験	令和2年3月12日～ 後期日程試験	（後期）令和2年3月20日～24日 （中期）令和2年3月20日～23日 中期・後期日程の合格発表
		A O 入 試													
		推 薦 入 試													
		（各大学で独自に設定）													
		試 験													
		合 格 発 表													

大学入試センター試験とは

大学入学志願者の高等学校段階における基礎的な学習の達成の程度を判定することを主たる目的として、**大学が共同して実施する試験**。

【大学入試センター試験導入の背景】

昭和54年度から実施された**共通一次学力試験**は、大学の2次試験との組み合わせによる**多様な選抜の実現に寄与**するとともに**難問・奇問を排除した良質な問題を確保**するなどの成果を挙げた。

一方で、私立大学が基本的に参加しなかったことで、**効果が限定的**であり、5教科7科目（昭和62年度から5教科5科目）の**画一的な利用が大学の序列化**をもたらすなどの課題が生じた。

このため、選抜に利用する教科・科目は**各大学が自由に選択可能（アラカルト方式）**とし、**設置主体を問わず各大学が多様な選抜資料の一つとして利用できる試験**として、共通一次学力試験の成果を引き継ぎつつ、大学入試の個性化・多様化に貢献する試験として導入。

【大学入試センターが果たす役割】

1 難問奇問を排除した良質な問題の確保

昭和53年度以前は、高等学校教育の程度や範囲を超えた難問奇問の出題が少なくありませんでしたが、共通一次学力試験や大学入試センター試験の導入により、難問奇問を排除した良質な問題が確保されるようになり、高等学校等の関係者からも高い評価を受けています。

2 各大学が実施する試験との適切な組合せによる大学入試の個性化・多様化

大学入試センター試験を利用することで、小論文、面接等を実施する大学や推薦入試、帰国子女・社会人を対象とした特別入試を実施する大学が増えています。このように大学入試センター試験は大学入試の個性化・多様化に貢献しています。

3 国公立大学及び公私立短期大学を通じた入試改革

公私立大学・短期大学の利用数は、令和2年度入試では、774大学・短期大学であり（平成31年3月31日現在）、利用した大学・短期大学からも好評を得ています。

4 アラカルト方式による各大学に適した利用

大学入試センター試験では、利用教科・科目を各大学が自由に指定できるアラカルト方式により、各大学がその大学・学部に必要な教科・科目を指定することができます。

85

独立行政法人大学入試センターの概要

独立行政法人大学入試センターとは

大学が共同して実施する試験に関し、一括処理することが適当な業務（試験問題の作成・印刷及び輸送、答案の採点・集計・各大学への成績提供 等）を実施。

○独立行政法人大学入試センター法（平成11年法律第166号）（抄）

（センターの目的）

第3条 独立行政法人大学入試センター（以下「センター」という。）は、**大学に入学を志願する者に対し大学が共同して実施することとする試験に関する業務等を行うことにより**、大学の入学者の選抜の改善を図り、もって大学及び高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）における教育の振興に資することを目的とする。

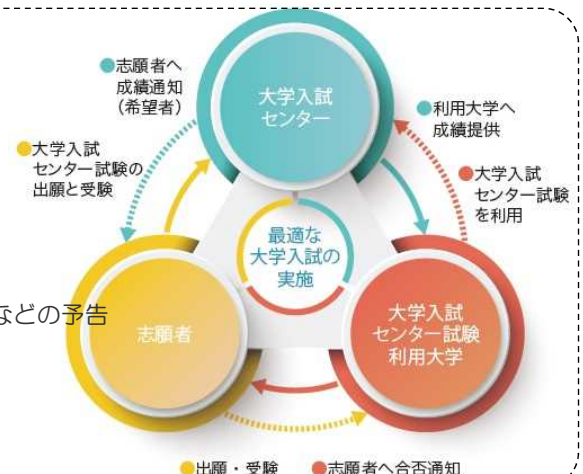
【大学入試センターと利用大学の役割】

●大学入試センターの役割

- ・試験問題の作成、印刷、輸送
- ・受験案内、実施マニュアルなどの作成
- ・出願の受付、試験場の指定、受験票の交付
- ・答案の採点、集計
- ・試験成績などの各大学への提供
- ・試験成績の本人通知

●利用大学の役割

- ・大学入試センター試験の利用教科・科目及び各大学ごとの学力検査などの予告
- ・試験場の設定、試験監督者などの選出
- ・志願者への受験案内の配付
- ・試験の実施、答案の整理・返送、試験成績の請求
- ・試験問題作成に携わる者の派遣
- ・試験問題の保管・管理



86

独立行政法人大学入試センターの組織体制

(※全て平成31年4月1日時点)

■役員等氏名

理事長	山本 廣基
理事	義本 博司
監事(常勤)	永代 達三
監事(非常勤)	大隈 暁子
試験・研究統括官	大津 起夫
試験・研究副統括官 (研究開発部長)	山地 弘起

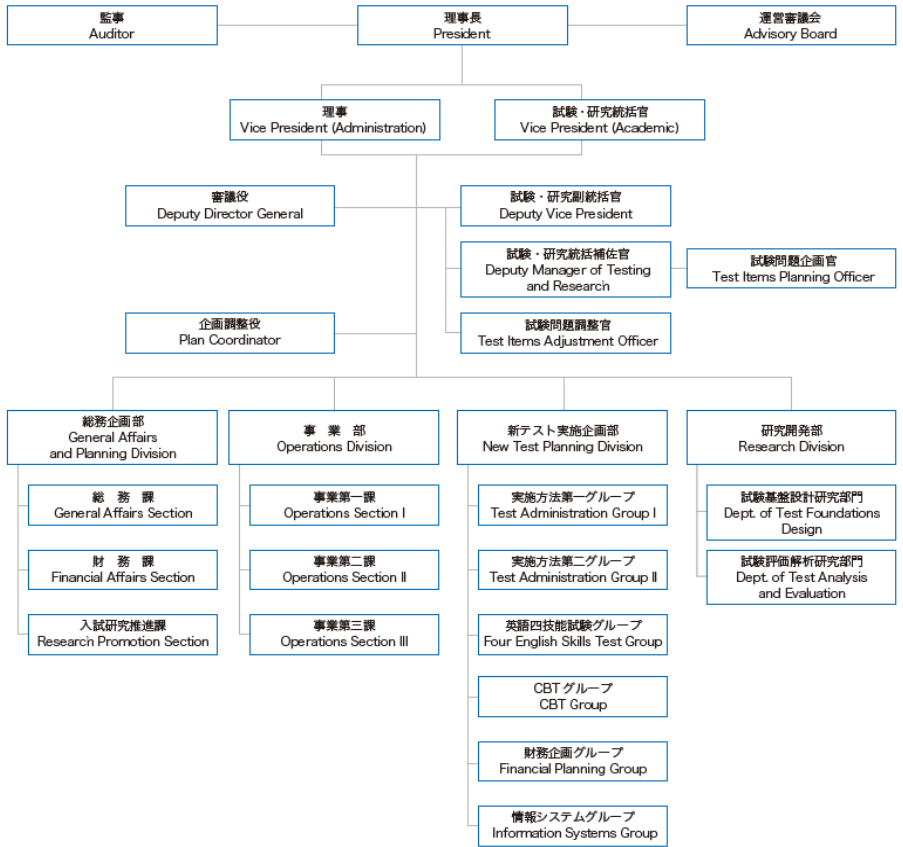
■役職員数

役員	理事長	1
	理事	1
	幹事	1(1)
試験・研究統括官		1
試験研究副統括官		1
総務企画部・事業部・ 新テスト実施企画部	事務職員 ・技術職員	110
研究開発部	教授・ 准教授・助教	15
合計		129(1)

(注1) () は非常勤で外数で示す

(注2) ※研究開発部長と兼務

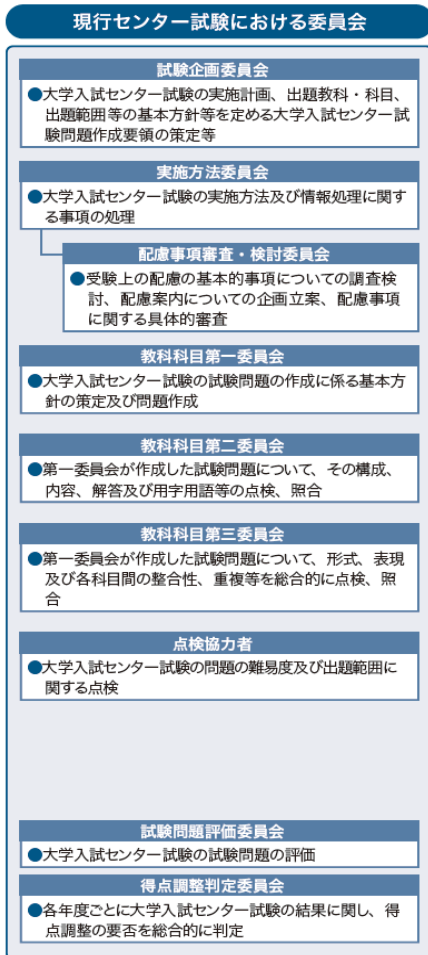
■組織図



出典：独立行政法人大学入試センター要覧 令和元(2019)年度 から抜粋・作成

87

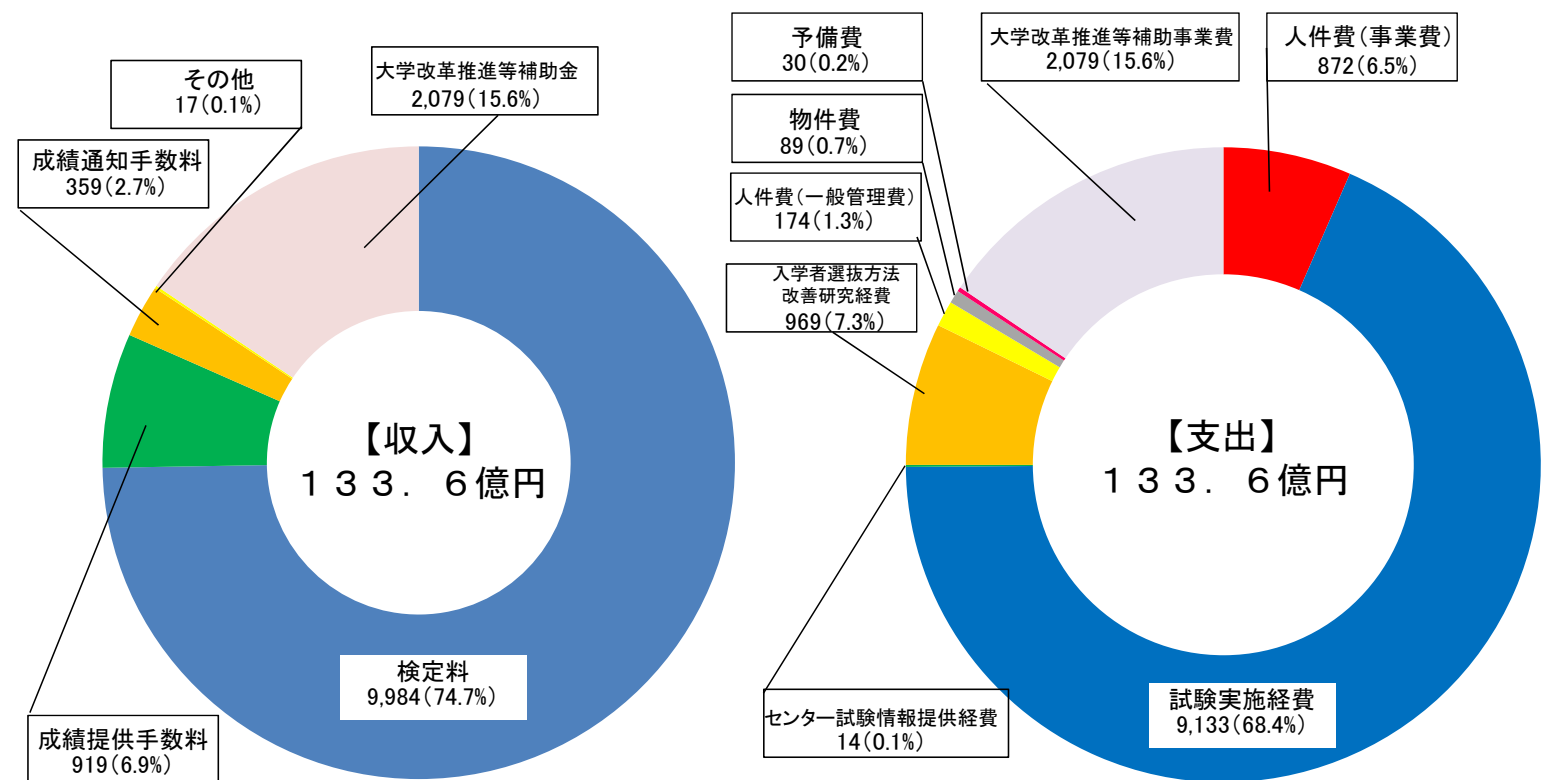
大学入試センター試験及び大学入学共通テストにおける委員会組織図 (独立行政法人大学入試センターの各種委員会)



出典：独立行政法人大学入試センター要覧 令和元(2019)年度 から抜粋

88

大学入試センターの予算(令和元年度)



(単位: 百万円)

(注) 金額は、百万円未満を四捨五入しているため計が一致しない場合がある。

出典: 独立行政法人大学入試センター要覧 令和元(2019)年度 から作成

89

大学入学者選抜の国際比較①(制度の基本)

		ドイツ	フランス	イギリス	アメリカ	中国	韓国	日本
大学進学のための主な後期中等教育機関		ギムナジウム、総合制学校	リセ	シックスフォーム	ハイスクール	高級中学	高等学校	高等学校
大学進学のための主な後期中等教育機関進学率		45.3%※1 (2017年)	85.7%※1 (2017年)	88.0%※2 (2010年)	(半数近くの州では、2017年時点で、12年間の初等中等教育が全て義務教育となっている。)※1	95.2%※1 (2018年)	99.7%※1 (2019年)	98.8% (2019年)
高等教育への初回進学率 (2017年) ※3及び4		49% (60%)	55% (m)	66% (74%)	m (49%)	38% (67%)	58% (m)	49% (79%)
大学型高等教育修了率(2017年) ※4及び5	短期高等教育プログラム	m	61%	59%	9%	不明	78%	89%
	学士課程プログラム	80%	41%	72%	38%	不明	94%	93%
入学者の決定方法		ギムナジウム等が提供する後期中等教育プログラムの平常成績及びアビトゥア試験結果の総合判定によりアビトゥアを取得した者は、原則として、希望する大学、専攻に入学可能。 ※志願者が定員を上回ることが予測される場合、大学入学財団がアビトゥアの成績及びアビトゥア取得後経過した期間(待機期間)に基づき、定員の40%を選考。残り60%の入学定員は、各高等教育機関がアビトゥアの成績、適性試験、面接等により独自に選考。	原則として、バカロレア取得者は希望する大学の第1期課程に無選抜で入学可能。 ※志願者が定員を上回る場合、志願者の履修計画、動機、知識・技能等が考慮される。 ※大学以外の高等教育機関(グランゼコール等)はバカロレア取得のほか個別の選抜試験等により選考。	GCE・Aレベル試験の成績により決定。他には、中等学校からの内申書や、大学や学部によっては面接結果も考慮。	開放型:ハイスクール卒業あるいはそれと同等の資格を持つ者はすべて入学可能(コミュニティカレッジ等)。 基準以上入学型:主としてハイスクールの成績とSATやACTの結果に基づき一定の基準に達している者は入学可能(多くの州立大学)。 総合判定型(競争型):SAT、ACTの得点及びハイスクールの成績に加え、小論文や面接などを課し、多様な基準に基づき総合的に判定(有名私立大学等)。	各大学は全国統一入学試験の成績及び高級中等段階での学力試験の成績と総合資質評価の結果を用いて入学者を決定する。 ※北京大学や清華大学等、一部の大学では特定の分野に対して、全国統一入学試験の成績(全体評価の85%以上)のほか、各大学が実施する個別の入学者選抜試験の成績及び高級中等段階での総合資質評価に基づいて合格者を決定する「強基計画」(2020年9月～)を実施。この他、英語以外の外国語のための枠や推薦入学等の限定的な出願条件を満たした者を対象に学力試験等を実施し、入学させるルートがある。	①国による共通試験の成績②高校での学習成績や教科外活動について記した学校生活記録簿(内申書等)、③個別大学における論述や面接の結果の組合せによって選抜されている。 ※各大学の選抜では、科目の学力を問う試験が禁止されている。	国公立:大学入試センター試験と個別大学の入試により選考。 私立大学:個別大学の入試により選考(大学入試センター試験を利用する場合もある)。 ※この他、推薦・AO入試など多様な評価により選考。
共通試験の有無 (○:必須 △:任意)		○(州レベル)	○	△	△	○	△※6	△
大学入学資格		アビトゥア	バカロレア	大学がそれぞれ定める。 ※通常は、義務教育修了時(16歳)に受験するGCSEで数科目、後期中等教育修了時(18歳)に受験するGCE・Aレベルにおいて2、3科目について、大学が求める水準の成績を取得していること。	大学それぞれが定める ※通常はハイスクール卒業あるいはそれと同等の資格(GED合格など)。	高級中等段階の学校を卒業しているか同等の学力を持つ者。	高等学校卒業、法令に基づき高卒と同等程度の学力が認められる者	高等学校、中等教育学校の卒業又は12年間の正規の学校教育の修了
大学進学のための後期中等教育修了要件		アビトゥア取得 ※後期中等教育プログラムの履修要件・成績要件を満たした上で、修了時にアビトゥア試験を受験。平常成績と試験結果を総合判定。	バカロレア取得 ※普通バカロレア及び技術バカロレアは、リセ第2学年終了時に予備試験、第3学年終了時に本試験を受験し、平均10点以上(20点満点)で合格する。	GCE・Aレベル試験において大学が求める学力水準の証明。	主に各州で定める修了要件単位の取得 ※ニューヨーク州のように統一試験を課している場合もある。	省・自治区・直轄市ごとの高級中学学力試験の合格等	高等学校において所定の課程を修了(修了試験はない)	高等学校において所定の課程を修了(修了試験はない)
大学入学時期		10月	9月	9月	主に9月	9月	3月	4月

※1 出典: ドイツ連邦統計局「Allgemeinbildende Schulen (2017年度)」、フランス国民教育・青少年省RERS-2019、(アメリカ) ECS, Age Requirements for Free and Compulsory Education (Nov, 2017)、中国教育部ウェブサイト「2018年教育統計データ」(http://www.moe.gov.cn/s78/A03/moe_560/jytsj_2018/)、韓国教育統計ポータル「教育統計分析資料集2019年版」(<https://kess.kedi.re.kr/index>)。

※2 出典: 教育指標の国際比較平成25(2013)年版

※3 出典: 「国表で見る教育」OECDインディケーター(2019年版) 234頁(B43)(ドイツ及びイギリスは留学生を除いた進学率)。

※4 高等教育への初回進学率は、以前に他の高等教育段階で教育を受けた、初めて高等教育に入学する学生のうち、学士課程レベルへの入学者の比率。括弧内は学士課程レベルのほか、職業技術教育を含む短期高等教育プログラムなども併せた高等教育全体に関する比率。

※5 大学型高等教育の修了率は、大学型高等教育の卒業生数、その標準的な入学年(修業年限)の入学者数で除した値である。

※6 各大学が設ける選抜には修学能力試験の成績を利用しないものもあるため必須ではないが、進学可能性を高めるためほぼすべての受験生が受験する。

90

大学入学者選抜の国際比較②（共通テスト）

	ドイツ	フランス	イギリス	アメリカ		中国	韓国	日本
共通試験	アビトゥア試験	バカロレア試験	GCE・Aレベル (General Certificate of Education)	SAT (Scholastic Assessment Test)	ACT (American College Testing Program)	全国統一入学試験	大学修学能力試験	大学入試 センター試験
実施主体	各州の教育所管省	教育所管省	5試験団体で実施 ・AQA(慈善団体) ・CCEA(準政府機関) ・Pearson Edexcel(株式会社 Pearsonの持つ試験団体) ・OCR(ケンブリッジ大学の非営利部門) ・WJEC(慈善団体兼保証有限責任会社) 〔参考〕スコットランドはSQA(政府外公共機関)。 ※どの団体の試験を受けるかは所属する中等学校が決定(中等学校が試験会場)	College Board (非営利の民間団体)	ACT (非営利の民間団体)	教育部試験センター (国(教育部)直属の機関)	韓国教育課程評価院 (政府傘下の研究機関)	(独)大学入試センター
試験回数・時期	1回 4～5月(記述式) 5～7月(口述式) ※ノルトライン・ヴェストファーレン州の場合	1回 6月	1回 5～6月	7回 (8、10、11、12、3、5、6月)	7回 (9、10、12、2、4、6、7月)	1回 6月初旬	1回 11月	1回 1月(+追試験)
解答方式	記述式・口述式	記述式・口述式	記述式	マークシート式 (希望者を対象とする小論文については記述式)	マークシート式 (希望者を対象とする小論文については記述式)	択一 記述(小論文含む)	マークシート	マークシート
試験方式	PBT(紙媒体)	PBT(紙媒体)	PBT(紙媒体)	PBT(紙媒体)	PBT(紙媒体)	PBT(紙媒体)	PBT(紙媒体)	PBT(紙媒体)
設定科目数	一般に、3領域(言語・文学・芸術/社会科学/数学・自然科学・技術)から1科目ずつ、ドイツ語、外国語、数学から2科目の計5科目を選択し、うち記述試験を3科目以上、口述試験を1科目以上で構成。 ※州により記述試験と口述試験の内訳は異なる。 ※外国語には日本語を含む。	取得を目指すバカロレアの種類により異なる。 ※普通(3コース)及び技術(8コース)は予備試験と本試験で必修10科目程度と自由選択最大2科目。 職業(90以上の専門領域)は必修7科目、自由選択最大2科目及び各専門領域の試験。 ※外国語には日本語を含む。	実施団体ごとに異なる。 (参考:実施団体のひとつ Edexcelの2020年夏実施科目の場合、45科目) ※通常3科目程度を選択。 ※日本語はPearson Edexcelが提供する試験のみ設定。 ※離間大学において2科目程度必要。 ※外国語には日本語を含む。	・3領域(読解/言語能力・記述/数学) ・上記のほか、希望者を対象とする小論文 ※外国語の設定なし (参考:教科別テスト) 5領域(英語/歴史/数学/理科/外国語[読解、言語の種類によってはリスニング有り])、20種類 ※難関大学において2科目程度必要。 ※外国語には日本語を含む。	・4領域(英語/数学/読解/理科) ・上記のほか、希望者を対象とする小論文 ※外国語の設定なし	<3+X方式> 主要3教科に1教科を選択 <3+3方式> 主要3教科に3教科を選択 <3+1+2方式> 主要3教科に「物理・歴史のうち1科目」、「政治・地理・化学・生物のうち2科目」を選択 ※主要3科目:「言語・文学」、「数学」、「外国語(主に英語)」 ※主要3科目以外の科目:「文科総合」、「理科総合」、「文理総合」 ※外国語には日本語を含む。	6領域(国語、数学(力型/ナ型)、英語、韓国史、探求(社会探求/科学探求/職業探求)、第2外国語/漢文)40科目 ※外国語には日本語を含む。	6教科29科目
外国語科目における4技能評価の状況	L:○ R:○ S:○ W:○ ※英語を口述試験の対象科目として選択していない生徒については、Sは通常の授業期間内に評価。	L:○ R:○ S:○ W:○ ※L及びSの試験は、R及びWの試験とは別に実施。 ※バカロレアの種類により実施技能・方法は異なる。	L:○ R:○ S:○ W:○	(教科別テストのみ) L:○(言語によってはリスニングがないアスタの選択が可能。リスニングの設定がない言語もある。) R:○ S:○ W:×	【外国語科目は設定されていない】 L: R: S: W:	L:○ R:○ S:× W:○	L:○ R:○ S:× W:×	L:○ R:○ S:× W:×

91

大学入学者選抜の国際比較③（共通テスト）

	ドイツ	フランス	イギリス	アメリカ		中国	韓国	日本
①試験会場、 ②試験監督者 ③採点者	①ギムナジウム(大学進学者が就学する中等教育機関) ②ギムナジウム教員 ③ギムナジウム教員	①リセ(高校) ②リセ教員 ③リセ教員	①中等学校 ②中等学校教員 ③Examination Board (AQA, Edexcel等の主に5つ)が雇用した者(元教員や校長など教育関係者)	①ハイスクール、コミュニティ・カレッジ、大学 ②不明 ③ETS	①ハイスクール、コミュニティ・カレッジ、大学 ②不明 ③ACT	①高級中学 ②各試験会場の試験実施責任者、試験実施区域の責任者に任用された教員など ③教育試験院	①高校(在学中の高校ではない)又は中学校 ②高校教員、中学校教員 ③教育課程評価院	①試験参加大学 ②大学教員 ③大学入試センター
外国語科目にスピーキングを出題している場合の ①採点者 ②採点方法	①ギムナジウム教員 ②英語をアビトゥア試験の口述試験の対象科目としている生徒については、口述形式で評価。口述試験の対象科目としていない生徒については、通常の授業期間内に担当教師が口述形式で評価し、結果は平常成績に反映される。いずれも具体的な評価体制は不明。	①リセ教員 ②共通の評価・採点シートを用いて採点	①Examination Boardが雇用した者 ②受験者と評価者が対面で採点	—	—	—	—	—
外国語科目にライティングを出題している場合の ①採点者 ②採点方法	①ギムナジウム教員 ②他の科目と同様に、当該校の教科教師が2人採点を行い、両者のアビトゥア採点(0～15点)が4点差以上になった場合、州の上級の監督官庁から指名された他校の教師が改めて採点を行う。	①リセ教員 ②国の定める評価基準に基づき採点	①Examination Boardが雇用した者 ②試験用紙の記述内容を採点。評価スケールに基づいて採点される。	—	—	①大学の教員、高級中学の教師、大学院生等 ②まず、専門家が採点をして、他の採点者が評価する方法をとる。その後1つの答案に対して4点以上の差があった場合は更に再採点を行う。それでも点差があった場合は、さらに2回ピアレビューする機会が与えられる。1つの答案につき、最大5回のチェックが行われる。	—	—
合格率	95.6%(2018年) ^{※7}	88.1%(2019年)	個別の大学が選抜に利用	個別の大学が選抜に利用		約74.5%(2017年、定員規模から見た予想合格率) ^{※8}	個別の大学が選抜に利用	個別の大学が選抜に利用

※7 出典：各州文部大臣会議「Schnellmeldung Abiturnoten 2019 an Gymnasien, integrierten Gesamtschulen, Fachgymnasien, Fachoberschulen und Berufsoberschulen-vorläufige Ergebnisse- (2018年度)」

※8 「諸外国の教育動向2018年度版」、p.149

○総合型選抜(AO入試)

(概要)

詳細な書類審査と時間をかけた丁寧な面接等を組み合わせることによって、入学志願者の能力・適性や学修に対する意欲、目的意識等を総合的に判定する入試方法。

- ① 入学志願者自らの意思で出願する公募制。
- ② 知識・技能の修得状況に過度に重点を置いた選抜基準としない。
- ③ 大学教育を受けるために必要な基礎学力の状況を把握するため、以下のいずれかを用いることが必要。
 - ア 各大学が実施する検査（筆記、実技、口頭試問等）の成績
 - イ 大学入試センター試験の成績
 - ウ 資格・検定試験等の成績
 - エ 高等学校の教科の評定平均値
- ④ ③ア～ウを行う場合にあっては、③エと組み合わせるなど調査書を積極的に活用することが望ましい。

(時期)

- ・ 出願期間は8月1日～。
- ・ 学力検査を行う場合の試験期日は2月1日～。

○学校推薦型選抜(推薦入試)

(概要)

出身高等学校長の推薦に基づき、原則として学力検査を免除し、調査書を主な資料として判定する入試方法。

この方法による場合は、以下の点に留意する。

- ① 高等学校の教科の評定平均値を出願要件（出願の目安）や合否判定に用い、その旨を募集要項に明記する。
- ② 推薦書・調査書だけでは、入学志願者の能力・適性等の判定が困難な場合には、AO入試の③ア～ウの措置の少なくとも一つを講ずることが望ましい。

※ 募集人員は、学部等募集単位ごとの入学定員の5割を超えない範囲で定める。

(時期)

- ・ 出願期間は11月1日～。
- ・ 学力検査を行う場合の試験期日は2月1日～。

○一般選抜(一般入試)

(概要)

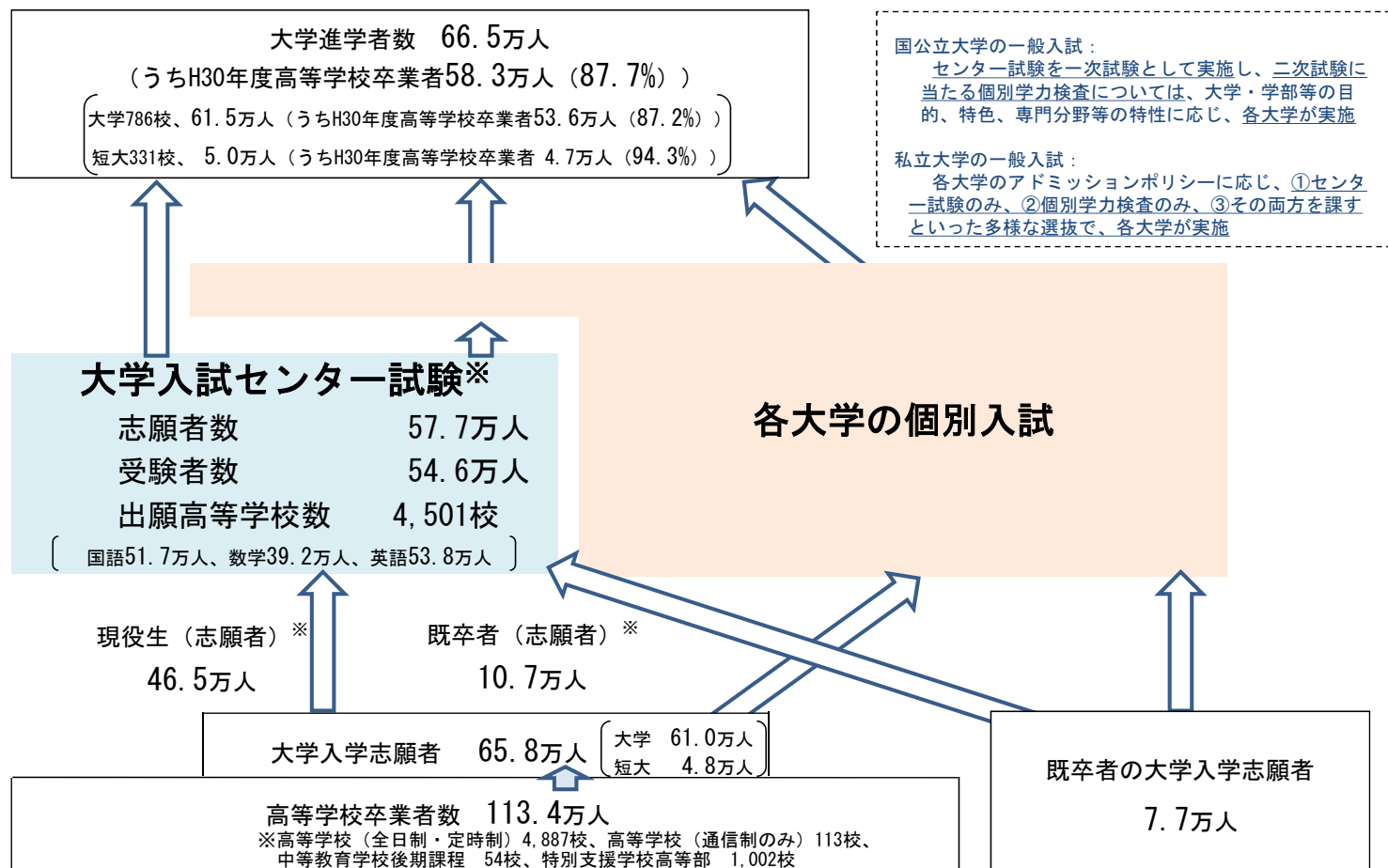
調査書の内容、学力検査、小論文、面接、集団討論、プレゼンテーションその他の能力・適性等に関する検査、活動報告書、大学入学希望理由書及び学修計画書、資格・検定試験等の成績、その他大学が適当と認める資料により、入学志願者の能力・意欲・適性等を多面的・総合的に評価・判定する入試方法。

(時期)

- ・ 試験期日は2月1日～4月15日

7. 入学者選抜の実施状況等

平成31年度入学者選抜における受験者数等



出典:令和元年度学校基本統計(※についてはH31(2019)年2月大学入試センター公表資料より)

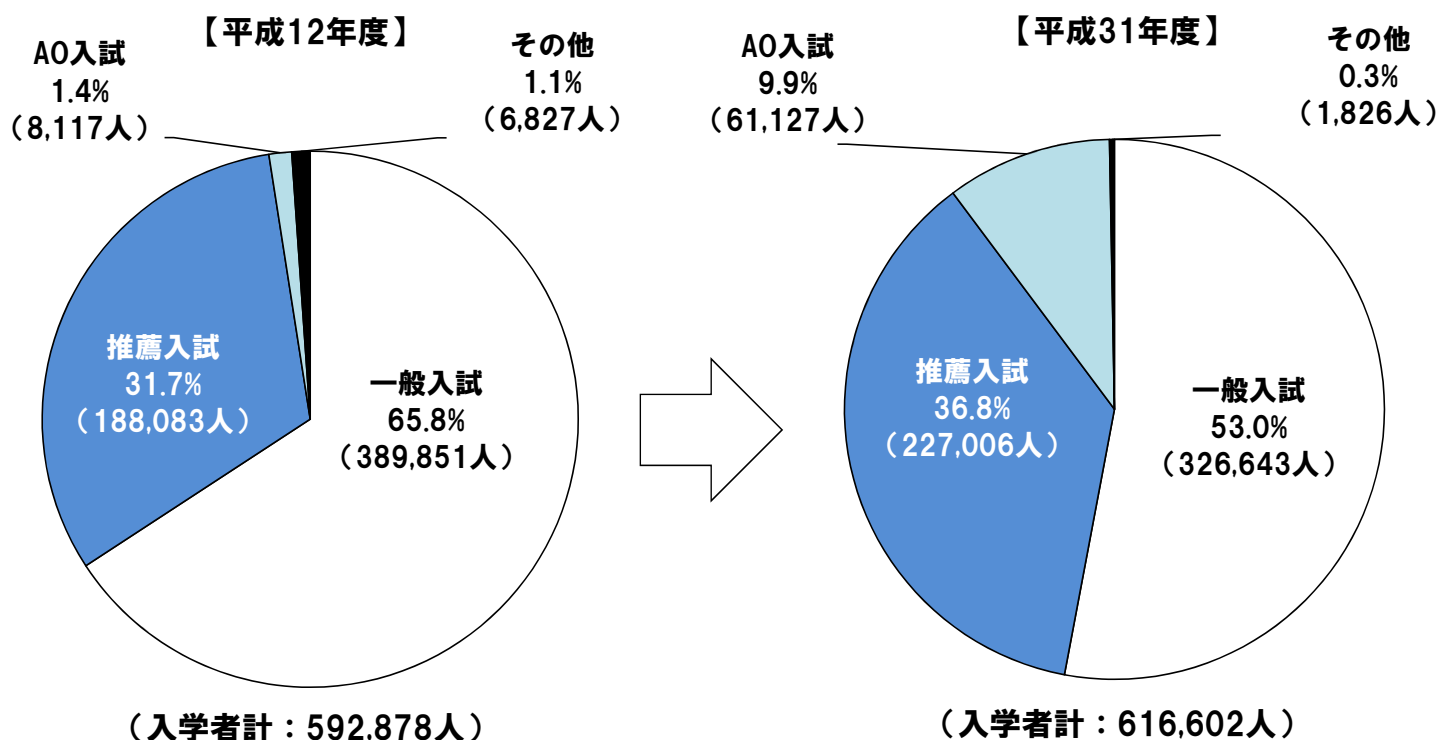
注1)数値については千人未満は四捨五入している。

注2)学校基本調査に基づく既卒者の大学入学志願者は、卒業した高校等が把握している数値であり、大学入試センター試験に出願する既卒者の数値とは一致しない。 95

注3)高等学校には、高等学校全日制・定時制・通信制のほか、中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部を含む。

平成31年度入学者選抜実施状況の概要(平成12年との比較)

平成12年度(AO入試調査開始年度)に比べて、AO入試、推薦入試を経由した入学者が大きく増加しており、入試方法の多様化が進んでいる。



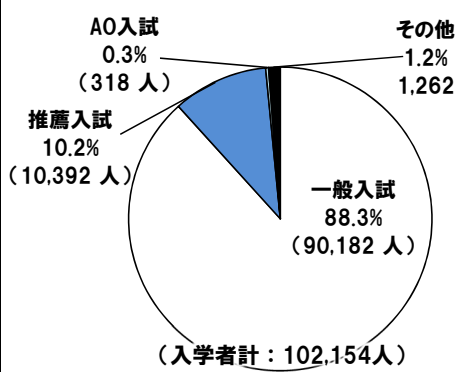
□一般入試 ■推薦入試 ■アドミッション・オフィス入試 ■その他

(注)「その他」:専門高校・総合学科卒業生入試、社会人入試、帰国子女・中国引揚者等子女入試など 4

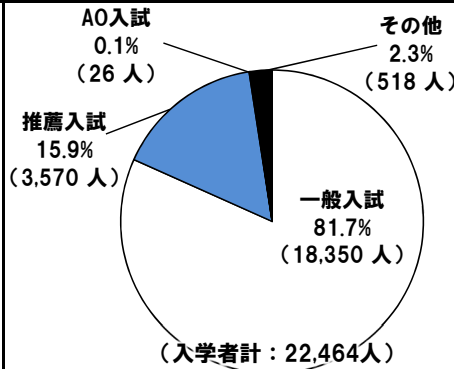
平成30年度入学者選抜実施状況の概要（国公立別平成12年との比較）

平成十二年度入学者数

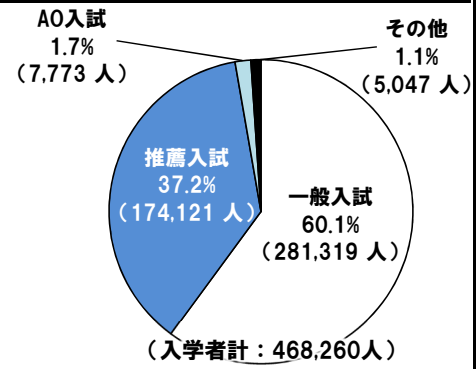
【国立大学】



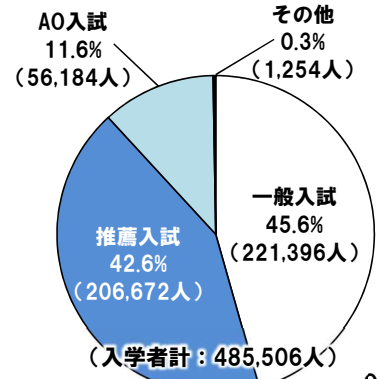
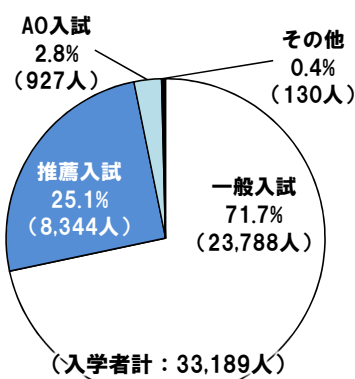
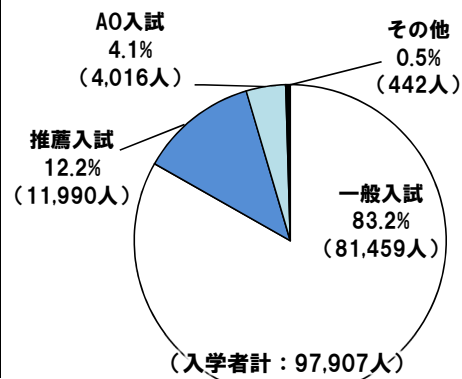
【公立大学】



【私立大学】



平成三十一年度入学者数



97

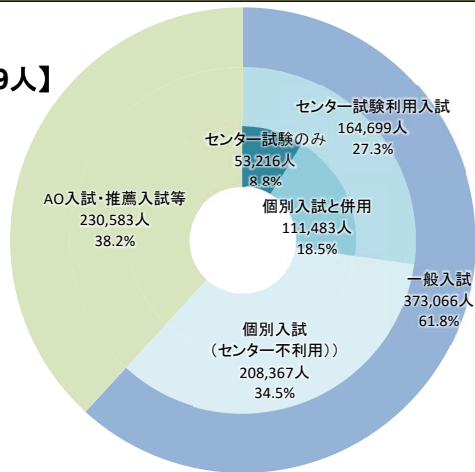
(注)「その他」：専門高校・総合学科卒業生入試、社会人入試、帰国子女・中国引揚者等子女入試など

文部科学省大学入試室調べ

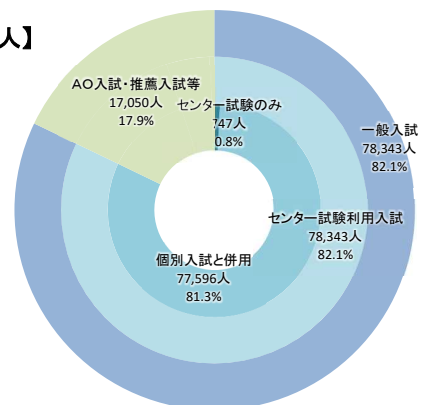
大学入試センター試験の利用状況（平成31年度入試）

国公立大学（全760大学）のうち、672大学（全大学の88.4%）がセンター試験利用入試を行い、うち、519大学（全大学の68.3%）がセンター試験のみで合否判定を行っているものの、募集人員は少ない。

国公立計
【募集人員：603,649人】

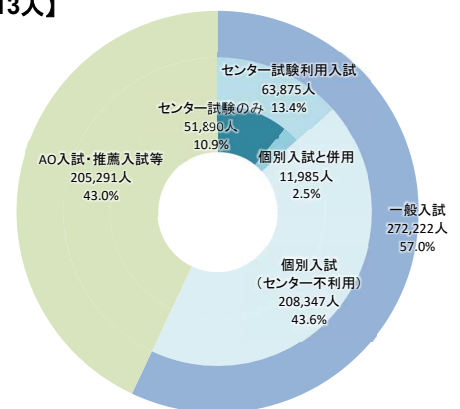
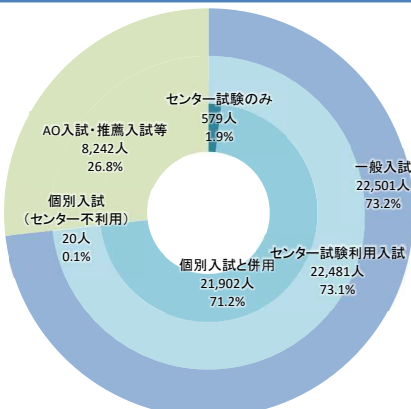


国立大学
【募集人員：95,393人】



私立大学
【募集人員：477,513人】

公立大学
【募集人員：30,743人】



98

(注)平成31年度から公立化した公立千歳科学技術大学は、私立大学に含む。

令和2年3月2日時点速報値 文部科学省調べ

令和2年度大学入試センター試験

【目的】
大学入学志願者の高等学校段階における基礎的な学習の達成の程度を判定することを主たる目的として、大学が共同して実施。

【試験期日】
・本試験：令和2年1月18日(土)、19日(日)
・追(再)試験：令和2年1月25日(土)、26日(日)
※試験は1/13日以降の最初の土日に実施

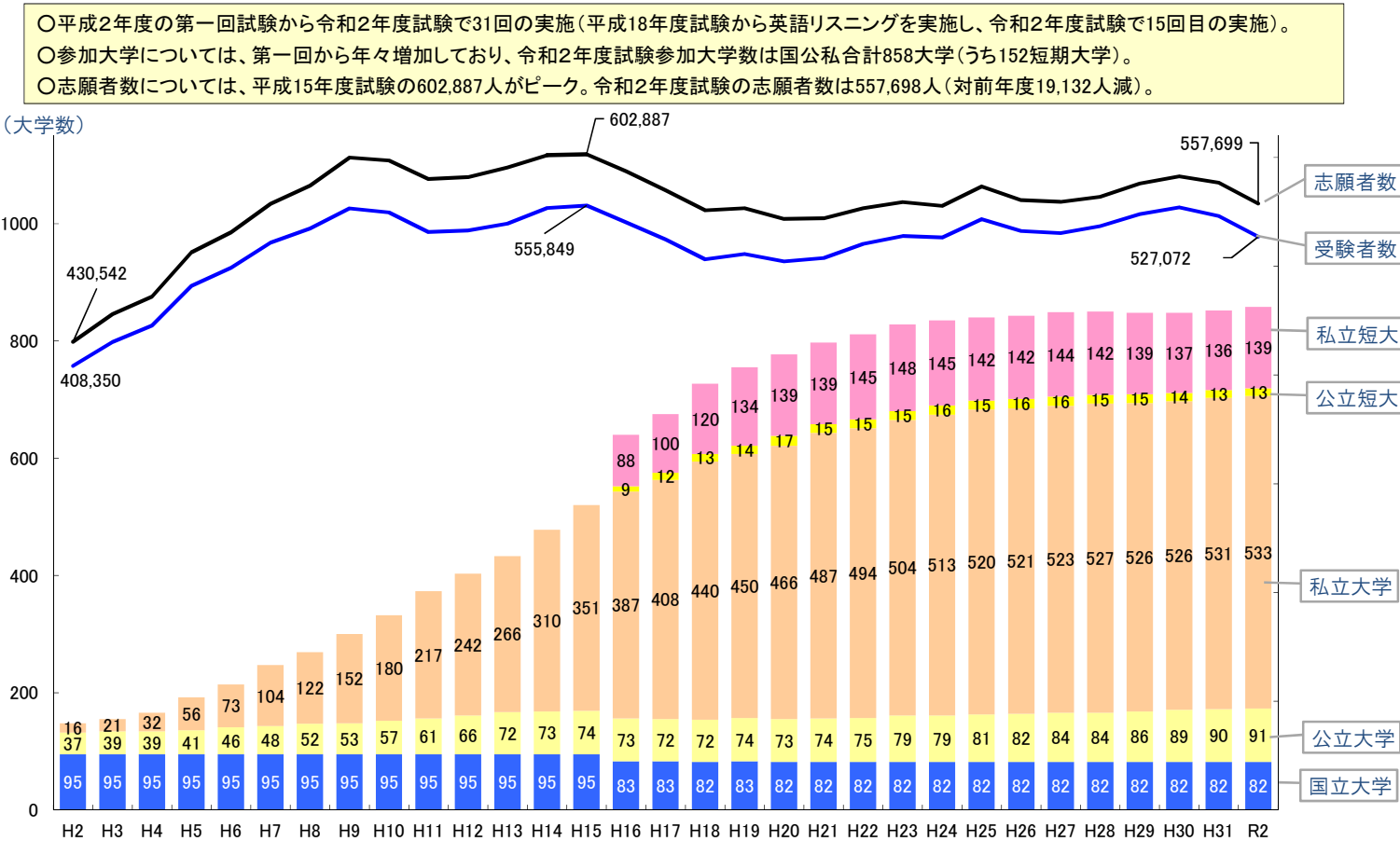
【志願者数、利用大学数等】
・志願者数：557,698人
[対前年度▲19,132人]
・受験者数：527,072人
[対前年度▲19,126人]
・試験場数：689試験場
[対前年度▲4試験場]
・利用大学数：706大学
[対前年度+3大学]

(内訳)
国立 82大学
公立 91大学
私立 533大学

152短期大学
[対前年度+3短期大学]
(内訳)
公立 13短期大学
私立 139短期大学

期 日		出題教科・科目	試験時間
令和2年 1月18日(土)	地理歴史 公民	「世界史A」「世界史B」 「日本史A」「日本史B」 「地理A」「地理B」 「現代社会」「倫理」 「政治・経済」「倫理、政治・経済」	2科目受験 9:30～11:40 1科目受験 10:40～11:40
	国 語	「国語」	13:00～14:20
	外国語	「英語」「ドイツ語」「フランス語」 「中国語」「韓国語」	【筆記】 15:10～16:30 ----- 【リスニング】 「英語」のみ 17:10～18:10
1月19日(日)	理科①	「物理基礎」「化学基礎」 「生物基礎」「地学基礎」	9:30～10:30
	数学①	「数学I」「数学I・数学A」	11:20～12:20
	数学②	「数学II」「数学II・数学B」 「簿記・会計」「情報関係基礎」	13:40～14:40
	理科②	「物理」「化学」 「生物」「地学」	2科目受験 15:30～17:40 1科目受験 16:40～17:40

大学入試センター試験参加大学数及び志願者・受験者数の推移



令和2年度大学入試センター試験科目別受験者数（本試験）

受験者数（本試験）526,901人

年 度		令和2年度		
		受 験 者 数 （ 人 ）	本試験受験者全体に占める割合 （ % ）	
教科・科目名				
国	語	498,200	94.55%	
地 理 歴 史	世 界 史 A	1,765	0.33%	
	世 界 史 B	91,609	17.39%	
	日 本 史 A	2,429	0.46%	
	日 本 史 B	160,425	30.45%	
	地 理 A	2,240	0.43%	
	地 理 B	143,036	27.15%	
公 民	現 代 社 会	73,276	13.91%	
	倫 理	21,202	4.02%	
	政 治 ・ 経 済	50,398	9.56%	
	倫 理 , 政 治 ・ 経 済	48,341	9.17%	
数 学	数学①	数 学 I	5,584	1.06%
		数 学 I ・ 数 学 A	382,151	72.53%
	数学②	数 学 II	5,094	0.97%
		数 学 II ・ 数 学 B	339,925	64.51%
		簿 記 ・ 会 計	1,434	0.27%
		情 報 関 係 基 礎	380	0.07%
理 科	理科①	物 理 基 礎	20,437	3.88%
		化 学 基 礎	110,955	21.06%
		生 物 基 礎	137,469	26.09%
		地 学 基 礎	48,758	9.25%
	理科②	物 理	153,140	29.06%
		化 学	193,476	36.72%
		生 物	64,623	12.26%
		地 学	1,684	0.32%
外 国 語	筆 記	英 語	518,401	98.39%
		ド イ ツ 語	116	0.02%
		フ ラ ン ス 語	121	0.02%
		中 国 語	667	0.13%
		韓 国 語	135	0.03%
	リスニング	英 語	512,007	97.17%

出典：独立行政法人大学入試センター「令和2年度大学入試センター試験実施結果の概要」を元に作成

大学入試センター試験受験者に対する受験科目数の割合

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度
受 験 者 合 計	536,828人	547,892人	554,212人	546,198人	527,072人
平 均 受 験 科 目 数	5.59	5.55	5.52	5.53	5.54
8 科 目 受 験 者	2.3%	1.9%	1.8%	1.6%	1.5%
7 科 目 受 験 者	54.7%	54.2%	53.5%	54.0%	54.5%
6 科 目 受 験 者	4.5%	4.4%	4.6%	4.6%	4.7%
5 科 目 受 験 者	5.3%	5.3%	5.2%	5.2%	5.1%
4 科 目 受 験 者	8.7%	8.5%	8.7%	8.3%	8.4%
3 科 目 受 験 者	20.9%	22.2%	22.7%	22.6%	21.9%
2 科 目 受 験 者	3.2%	3.1%	3.0%	3.1%	3.4%
1 科 目 受 験 者	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.5%

(注1) 受験率は、受験者合計に対する割合を示す。
(注2) 理科①(基礎の付された科目)は、2科目で1科目と数えている。

出典：独立行政法人大学入試センター「令和2年度大学入試センター試験実施結果の概要」を元に作成

志願倍率・合格率・歩留率・定員充足率の分布(国立大学)

○大学による差異が小さい

志願倍率の分布

志願者/募集人員

合格率の分布

合格者/志願者

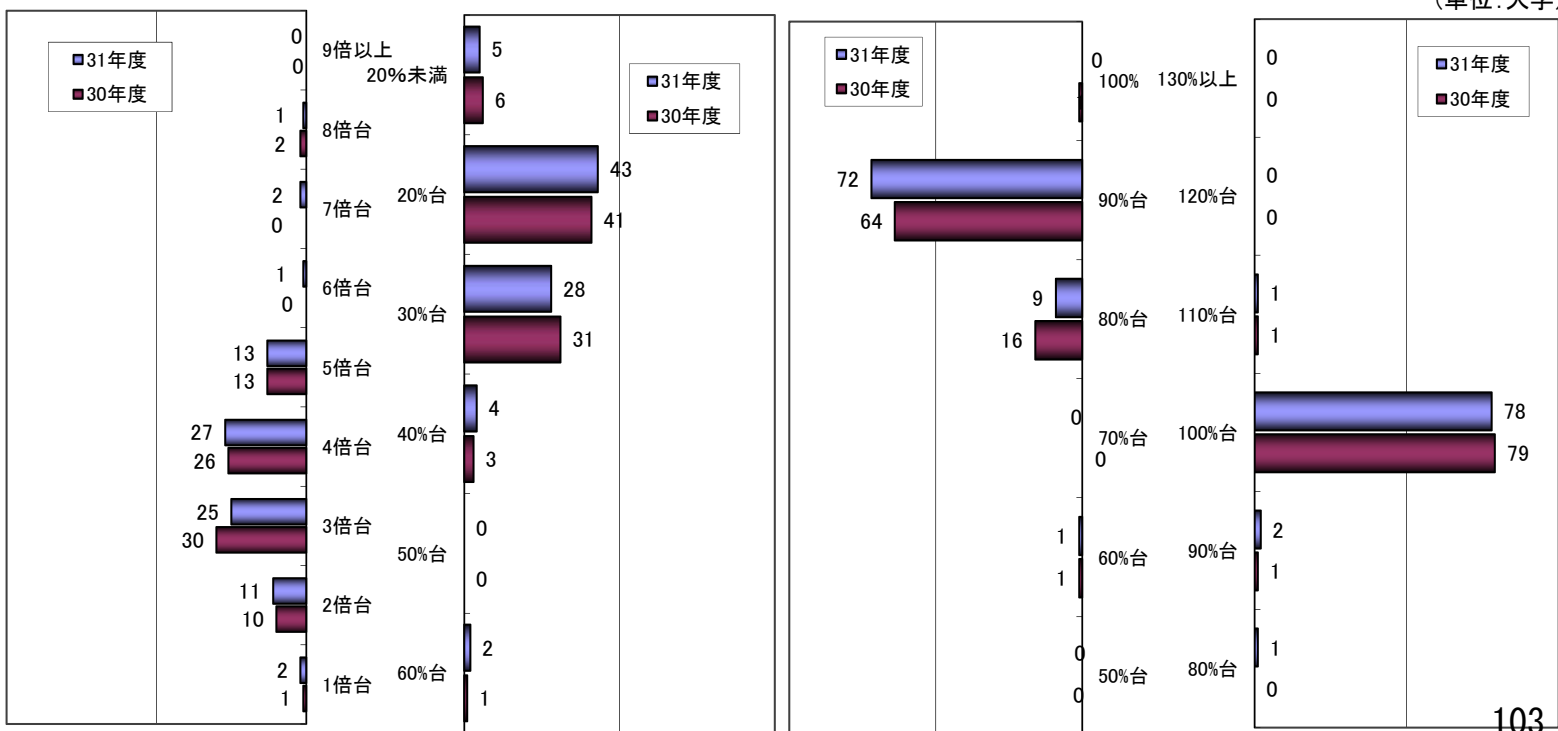
歩留率の分布

入学者/合格者

定員充足率の分布

入学者/募集人員

(単位:大学)



志願倍率・合格率・歩留率・定員充足率の分布(公立大学)

○国立大学と同様、大学による差異が小さい

志願倍率の分布

志願者/募集人員

合格率の分布

合格者/志願者

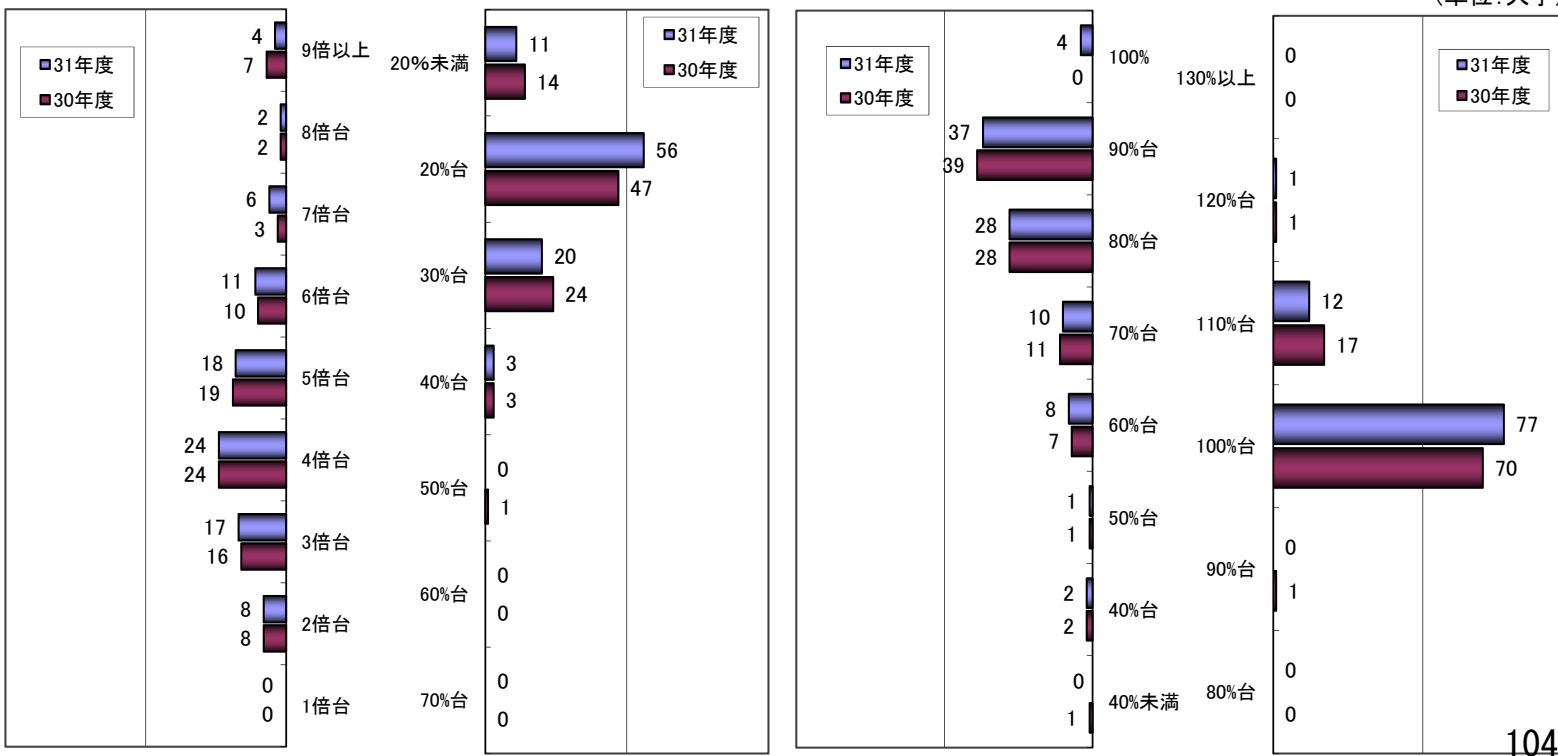
歩留率の分布

入学者/合格者

定員充足率の分布

入学者/募集人員

(単位:大学)



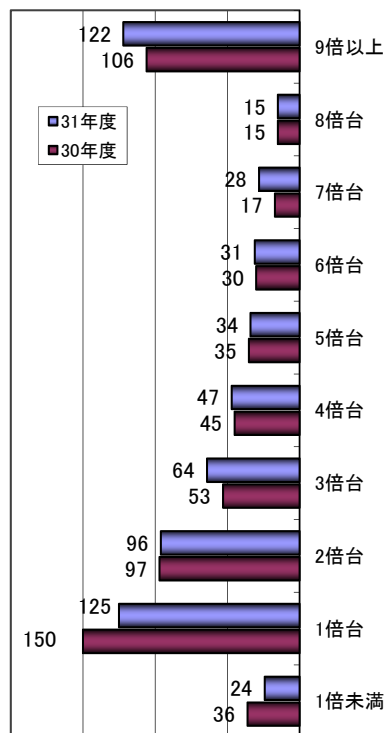
志願倍率・合格率・歩留率・定員充足率の分布(私立大学)

○大学によって入試状況のバラツキが大きい

○志願倍率は2極化

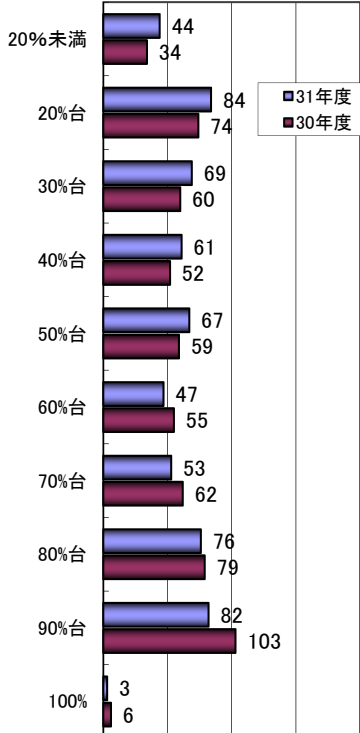
志願倍率の分布

志願者/募集人員



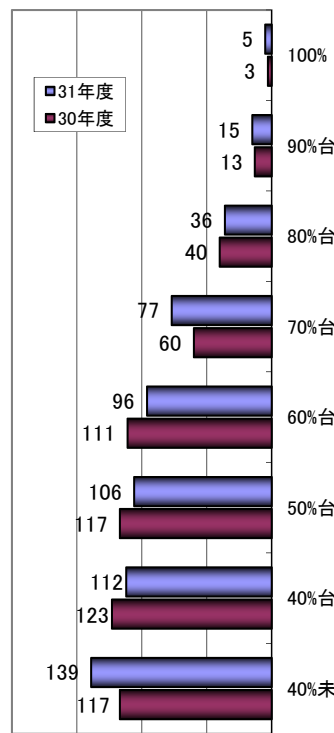
合格率の分布

合格者/志願者



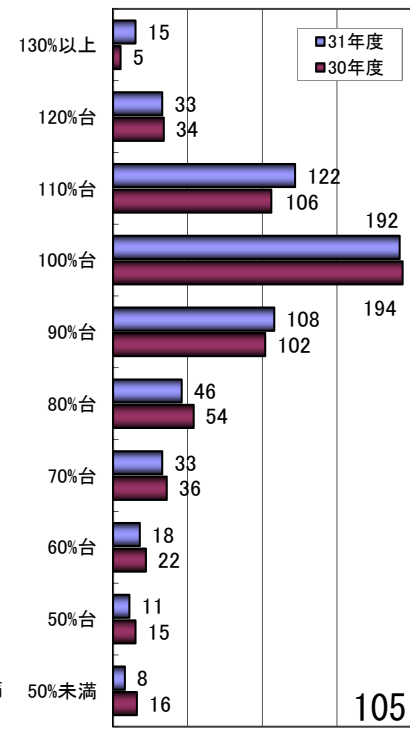
歩留率の分布

入学者/合格者



定員充足率の分布

入学者/募集人員



(単位: 大学)

平成31年度大学入学者選抜（一般入試）の実施状況の例

○国立大学

	大学種別	合格者／募集定員	合格者－募集定員
①	総合大学(関東)－規模D	102.0%	58
②	総合大学(関西)－規模D	108.0%	230
③	総合大学(中国)－規模D	114.3%	288
④	総合大学(東北)－規模E	120.1%	244
⑤	総合大学(四国)－規模E	107.5%	64
⑥	総合大学(九州)－規模E	111.8%	157
⑦	単科医科大学	100.0%	0
⑧	単科工業大学	112.0%	97
⑨	単科教育大学	107.1%	84
⑩	単科教育大学	116.9%	14

○私立大学

	大学種別	合格者／募集定員	合格者－募集定員
①	総合大学(関東)－規模A	257.9%	8,548
②	総合大学(関東)－規模A	409.1%	16,653
③	総合大学(関西)－規模A	254.3%	10,061
④	総合大学(関西)－規模A	228.0%	7,294
⑤	総合大学(関西)－規模A	349.6%	19,553
⑥	総合大学(関東)－規模B	388.0%	12,662
⑦	総合大学(関東)－規模B	421.8%	13,653
⑧	総合大学(関東)－規模C	215.9%	4,355
⑨	総合大学(関東)－規模C	267.2%	5,091
⑩	総合大学(関東)－規模C	360.9%	8,110
⑪	総合大学(関西)－規模C	392.8%	11,104
⑫	総合大学(東北)－規模E	291.2%	2,757
⑬	総合大学(関東)－規模E	285.6%	2,441
⑭	総合大学(四国)－規模E	336.9%	1,997
⑮	単科医科大学	163.6%	77
⑯	単科工業大学	293.4%	2,862

※大学種別のABC等の規模の表記は、各大学の募集定員に基づいて以下のとおり区分けしている

A: 5,000人以上、B: 4,000人以上5,000人未満、C: 3,000人以上4,000人未満、

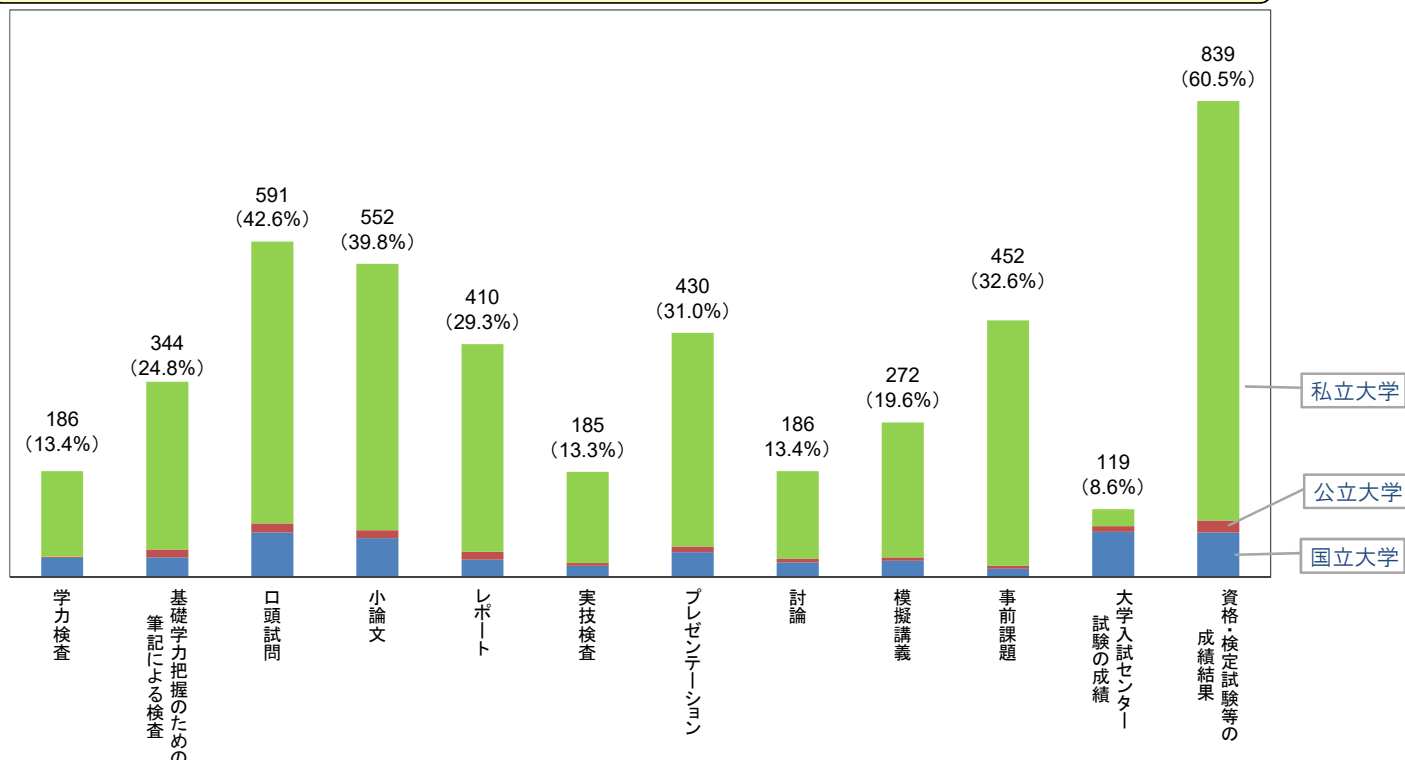
D: 2,000人以上3,000人未満、E: 2,000人未満

※各大学のホームページで公開されている合格者数及び募集定員に基づいて文部科学省で作成

※同一大学内で同時に複数学部等へ併願する者も含む

A O入試における学力把握措置（平成28年度）

〇AO入試を実施する学部（1,387学部）（注）1,387学部の内訳：国立157学部、公立33学部、私立1,197学部

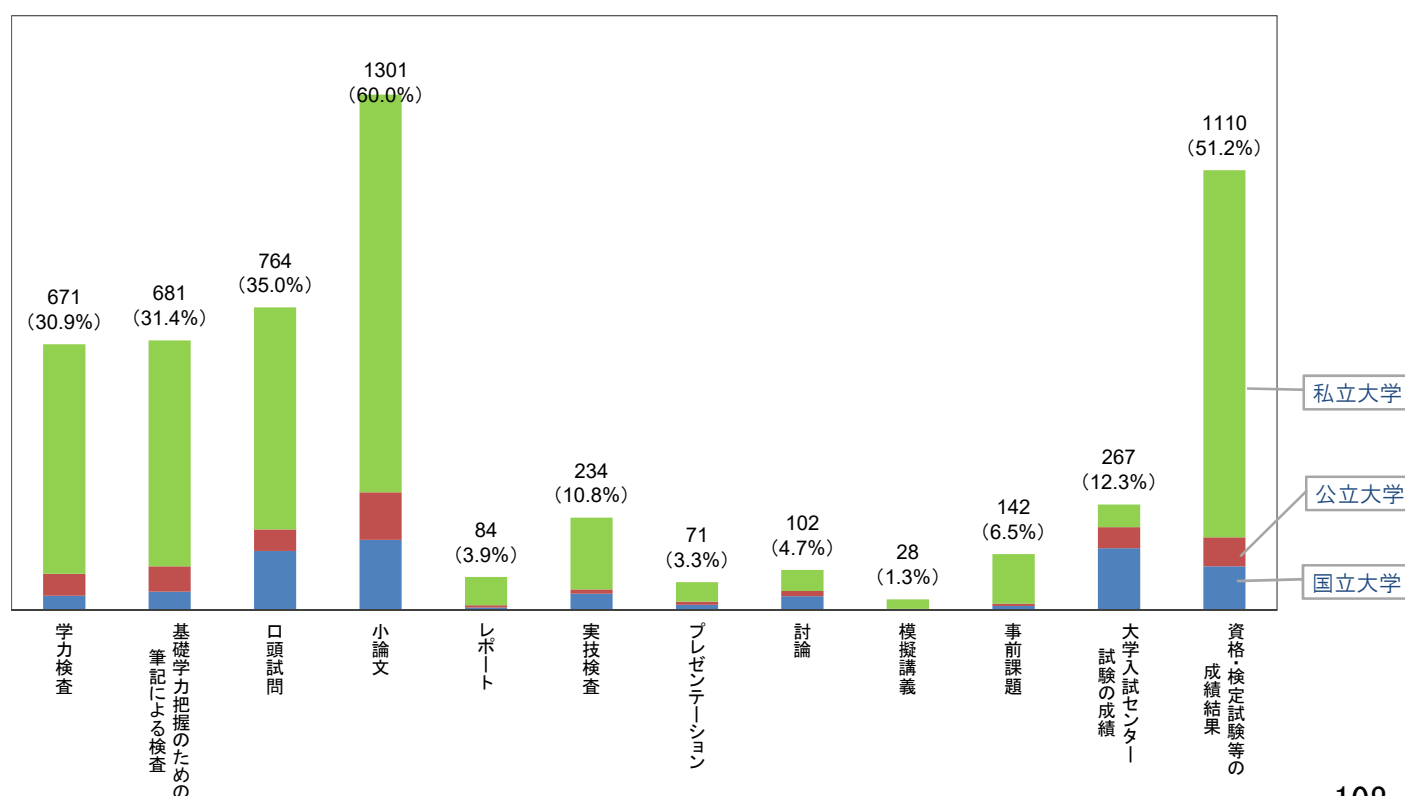


文部科学省大学入試室調べ

107

推薦入試における学力把握措置（平成28年度）

〇推薦入試を実施する学部（2,170学部）（注）2,170学部の内訳：国立289学部、公立170学部、私立1,711学部



文部科学省大学入試室調べ

108

一般入試において面接、小論文等を課す国公立大学(令和2年度入試)

区分	国立		公立		計	
募集人員	95,164人		31,782人		126,946人	
区分	大学	学部	大学	学部	大学	学部
入学者選抜の実施大学・学部数	82	401	91	203	173	604
小論文	63	160	66	104	129	264
	76.8%	39.9%	72.5%	51.2%	74.6%	43.7%
総合問題	25	37	17	20	42	57
	30.5%	9.2%	18.7%	9.9%	24.3%	9.4%
面接	67	174	62	90	129	264
	81.7%	43.4%	68.1%	44.3%	74.6%	43.7%
実技検査	46	52	18	23	64	75
	56.1%	13.0%	19.8%	11.3%	37.0%	12.4%
リスニング	8	18	2	3	10	21
	9.8%	4.5%	2.2%	1.5%	5.8%	3.5%

- (注) 1. 平成31年7月末現在。(設置認可申請中等の予定のものを含む。)
2. 学部内の募集単位により選抜方法が異なる場合には、それぞれの箇所に計上している。
3. 下段は、入学者選抜実施大学・学部数に対する割合を示す
4. 募集人員に外国人留学生を対象とする選抜分は含まない。
5. 総合問題：複数教科を総合して学力を判断する総合的な問題
6. 実技検査：主として実技による授業を行う美術、工芸、音楽、体育等に関する学部等（教員養成学部にあつては主専攻）において、学力検査のほか、実技に関する検査を課すこと

文部科学省大学入試室調べ

109

入学者選抜における英語の評価方法例(2020年度一般入試)

【国公立大学の例】

センター試験 (英語)の要否	英語民間試験 の要否	個別学力検査 (英語)の有無	選抜方法例
◎	×	◎	多くの国公立大学で実施
◎	★	◎	●茨城大学(工・前期日程) [セ:5教科7科目+個:数・理・外の合計] 外部の英語検定試験で大学の指定する点数以上の得点を取得していれば、その成績をみなし得点に換算し、2次試験の英語の成績と比較し、<u>高得点の成績を採用</u>する。(※2次試験の英語の受験は必須。) ●国際教養大学(国際教養・A日程) [セ:5教科5科目+個:国・英の合計] 外部の英語検定試験で大学の指定する点数以上の得点を取得していれば、<u>大学入試センター試験の英語を満点換算</u>。(※大学入試センター試験の英語の受験は必須。)
◎	★	★	●千葉大学(国際教養・前期日程) [セ:5教科7科目+個:数or地歴・国or理・外の合計] 外部の英語検定試験で大学の指定する点数以上の得点を取得していれば、2次試験の英語の得点を<u>満点換算</u>か、得点に所定の<u>点数を加点</u>(満点が上限)。なお、<u>満点換算者は2次試験の外語試験の受験免除</u>。
◎	◎	×	●東京海洋大学(海洋生命科・前期日程) [セ:5教科7科目+個:数・理の合計] <u>出願要件</u>として、外部の英語検定試験で大学の指定する点数以上の得点を取得していることが必要。

【センター試験、個別学力検査について】

◎:英語を課している ×:課していない ★:英語民間試験で一定の点数以上を取得していれば、2次試験での英語免除

【英語民間試験について】

◎:要 ×:否 ★:必ずしも受験は必須ではないが、一定の点数以上を取得していれば可否判定に利用

110

入学者選抜における英語の評価方法例(2020年度一般入試)

【私立大学の例】

センター試験 (英語)の要否	英語民間試験 の要否	個別学力検査 (英語)の有無	選抜方法例
×	×	◎	多くの私立大学で実施
×	◎	◎	●青山学院大学(国際政治経済・国際政治学科・B方式) [個:外・国] 出願要件として、外部の英語検定試験で大学の指定する点数以上の得点を取得していることが必要。
×	◎	×	●早稲田大学(文化構想・英語4技能テスト利用型) [個:国・地歴] 出願要件として、外部の英語検定試験で大学の指定する点数以上の得点を取得していることが必要。 ●東京理科大学(エ・グローバル方式) [個:数・理] 出願要件として、外部の英語検定試験で大学の指定する点数以上の得点を取得していることが必要。個別試験で英語は課さず、外部の英語検定試験の結果を素点換算した上で合否判定に利用。
◎	×	×	私立大学のセンター試験利用入試 (個別学力検査なし)
◎	×	◎	私立大学のセンター試験+個別学力検査
◎	☆	×	●立教大学(経済・センター利用入試) [セ:外・国・地歴or公民・数・理] 外部の英語検定試験の換算得点と大学入試センター試験の英語のいずれか高得点の方を合否判定に利用。(※大学入試センター試験の英語の受験は必須。)

【センター試験、個別学力検査について】

◎:英語を課している ×:課していない ☆:英語民間試験で一定の点数以上を取得していれば、2次試験での英語免除

【英語民間試験について】

◎:要 ×:否 ☆:必ずしも受験は必須ではないが、一定の点数以上を取得していれば合否判定に利用

111

個別入学者選抜改革の進展①

○教育再生実行会議第四次提言(H25.10)以降、各大学は積極的に入学者選抜改革に取り組んでいる。

お茶の水女子大学「新フンボルト入試」の導入

平成29年度入試から、**AO入試をより独創的で丁寧な選抜方法にブラッシュアップ**、受験生のポテンシャルを評価。

【新フンボルト入試】

プレゼミナール(第1次選考)
大学の授業=学問の世界を実体験→レポート作成+提出書類等で総合的に1次選考
高校2年生もセミナー受講可(高大接続)

第2次選考(2日間)

図書館入試
資料を自由に使ってじっくりレポート作成+グループ討論・個別面接

実験室入試
①実験・データ分析、②自主研究課題ポスター発表、など

◎募集人員を拡大
旧AO定員10名→20名に倍増
◎実施状況
出願数 プレゼミ受講者
H29 198(9.9倍) 358
H30 192(9.6倍) 382
R1 177(8.9倍) 364
◎合格者に対する手厚い入学前教育を実施
11月合格者研修会
在学生をチューターとして配置
◎本学の特色ある教育システムにシームレスに接合
21世紀型文理融合リベラルアーツ
複数プログラム選択履修制度
グローバル教育(海外留学推進)

東京外国語大学「英語スピーキングテスト」の導入

ブリティッシュ・カウンシルと共同開発した英語スピーキングテスト「BCT-S」を前期日程試験で利用

高等学校学習指導要領に準拠した「スピーキング」のみのテスト
他大学でも広く利用可能な汎用のテストフォーマット
CEFRスケールにおけるA1~B2程度を判定(採点は最短3日)

平成31年度入試 新設の「国際日本学部」で利用(受験者108名)
令和3年度入試 全学部で利用予定(受験者約1,800名を想定)

筆記試験(3技能)と組み合わせ、大学で英語4技能を独自に評価

京都大学「特色入試」の導入・拡大

平成28年度入試から、学部に応じ、**学力型の総合型選抜又は学校推薦型選抜**等により行う「特色入試」を導入。平成30年度入試からは全学部全学科に拡大し、継続的に募集人員の増加に努めている。

(平成28年度:108人→令和2年度:158人)

平成28年度に「高大接続・入試センター」を設置

大阪大学「AO・推薦入試」の導入・拡大

平成29年度入試から、**全学部において「AO入試」又は「推薦入試」を導入**。平成31年度入試にかけて募集人員(3,255人)の約10%(360人)まで段階的に規模を拡大。

112

個別入学者選抜改革の進展②

佐賀大学 ICTを活用した評価手法の導入

1 佐賀大学版CBT ペーパーテストでは評価できない学力の評価

●3タイプのCBT

「佐賀大学版CBT」を平成30年度から、3学部（教育・理工・農）の特別入試において導入。

Type1

基礎学力・学習力テスト
試験時間内に即採点
再チャレンジ

Type2

動画を用いて思考力・
判断力等を問うテスト

Type3

英語4技能テスト
(スピーキング・リスニング)

2 電子書類採点システム Web出願と連動した書類審査の電子化

●電子書類採点システム(J-Bridge System)



国際基督教大学「総合教養」科目の導入

平成27年度入試から一般入試において、「総合教養(ATLAS)」科目を導入。

- ・リベラルアーツの基礎となる人文科学、社会科学、自然科学を統合した学力を判断する総合問題
- ・特定のテーマについての15分程度の講義を聴き、その内容及び関連する論述や資料に関する設問に回答
- ・広い領域への知的好奇心を持って、さまざまな課題に対応する能力(コンピテンシー)を評価

愛媛大学「活動報告書」と「調査書」の活用

一般選抜において

「調査書」単独で、あるいは面接等と合わせて点数化。

平成33年度入試から全ての入試区分において「調査書等」を合格者の判定に活用。

- ・総合型選抜及び学校推薦型選抜において「活動報告書(四国5国立大学共通様式)」を課し、「調査書」と併せて評価する。
- ・「活動報告書」は四国5国立大学共通出願サイトからオンライン入力。

早稲田大学 2021年度入試に向けた入試改革

一般選抜のWeb出願時に「主体性」「多様性」「協働性」に関する経験を記入させる。調査書に記載するのではなく、受験生本人が自身の経験を振り返り文章化(100字〜500字)。出願要件とするが、得点化はしない。

政治経済学部、国際教養学部、スポーツ科学部の一般選抜において、従来の3教科型入試を廃止し、大学入学共通テストおよび学部独自試験を課す方式に変更。国際教養学部については、英語外部検定試験の成績を得点化し、加点。

商学部の一般選抜において、英語外部検定試験を利用できる方式を新規導入。文化構想学部・文学部も同方式を継続。これにより一般選抜で英語外部検定試験を利用できる学部は13学部中4学部に拡大。

個別入学者選抜改革の進展③

追手門学院大学「アサーティブ入試」の展開

平成26年度から、高校生の学ぶ意欲と姿勢、基礎学力を育てて大学受験ができるようにすることを目的として、受験前から「学ぶことについて考える」「アイデンティティの形成」「基礎学力向上」の機会となるアサーティブプログラムとその成果を発揮できるアサーティブ入試を導入した。導入後の分析結果を踏まえて、全学でカリキュラムマップの作成、検定テストと学生ポートフォリオ(オйнаビ)の導入、行動して学び、学びながら行動するWILプログラムの導入など教育改革につなげている。

アサーティブプログラム

ガイダンス
個別面談
インターネットを利用した学習プログラム
振り返りを促すアサーティブノート

アサーティブ入試

一次試験:グループディスカッション 基礎学力適性検査
二次試験:面接
入学前学習

平成31年度入試では、アサーティブプログラムを受講し入学した者が全学の17.7%だが、3年後は3割を目指す。

上智大学 「TEAP等英語4技能検定試験」利用入試の展開

平成27年度から、上智大学と日本英語検定協会が共同開発した「TEAP」を利用する入試を新設。⇒出願基準として、TEAPスコアを利用。一般入試(TEAP利用型)では、大学が実施する個別試験において英語科目は課さない。

令和3年度から、一般選抜全方式にて、4技能検定試験結果を活用。

- ①TEAPスコア利用型では、これまでのTEAPスコア活用法であった出願基準利用から得点換算利用に変更。
- ②学部学科試験・共通テスト併用型では、検定試験結果を任意で利用可能とし、CEFRレベルに応じて共通テストの英語の得点に上限付きで加点する。
- ③共通テスト利用型では、検定試験結果の提出は基本的に不要だが、CEFR B2以上の試験結果を提出した場合、共通テストの英語において、みなし得点として利用可能。

立命館アジア太平洋大学『自分の頭で考える』力を測る『世界を変える人材育成入試』

①高校での学び:「ロジカル・フラワー・チャート」を活用し自分なりの「問い」を立て自分なりの「方法」で自分なりの「答え(最適解)」を見つける「探究」型資質・能力を育成

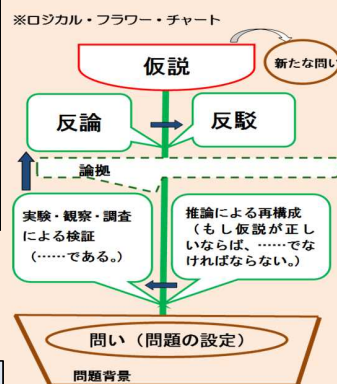
《接続》

②大学入試:
出願書類
「ロジカル・フラワー・チャート」を活用した入試で「探究」型の資質・能力等を判定

面接:多文化環境で学び成長できる可能性を判定

《接続》

③大学での学び:
大学(初年次)教育へ



首都大学東京「学力の3要素評価のための「調査書等」を活用した評価手法」の開発

入学後に活躍する人材の活動履歴の特徴を明らかにし、それを入試で評価できる仕組みを作る。

令和3年度入試から全ての入試区分において「調査書等」を合格者の判定に活用。

JAPAN e-Portfolio^(※)を用いたデータ収集とその分析を通じ、
・志願者、合格者、入学者それぞれの高等学校等段階での活動履歴の特徴を分析。
・「調査書等」における評価項目の選定並びに評価方法を開発中。

質の高い入学者選抜実施のためにデータを活用し検証を繰り返す。

入学者の高等学校等在籍時のデータ（ポートフォリオ等）

入学後のデータ

卒業後のデータ

追跡

データを基にしたPDCAサイクルを回し続ける。

※ 「文部科学省大学入学者選抜改革推進委託事業（主体性等分野）」において、同事業で開発する「Japan e-Portfolio」（高校eポートフォリオと連動した大学出願ポータルサイト）を使った実証事業を平成30年度に実施

立正大学 高大接続Advance入試導入・主体性等分野実証事業^(※)への参画

平成31年度入試から「学力の3要素」をより多面的に評価することを主たる目的とした高大接続Advance入試として、**AO入学試験ゼミナール型**入試を新設。

問題解決能力・コミュニケーション能力の見極めに、より時間をかけた選抜方法を加え、募集人員を拡大。

【第1次選考】
・講義の受講
・受講後、当日課題の作成・提出
・書類審査（志望理由・調査書等）

【第1次選考合格者】
・与えられた課題について2次選考までに調べ学習を行い、第2次選考の際に持参する。

【第2次選考】
・ゼミナール形式にて、課題についてのプレゼンテーション、およびグループディスカッションを実施。

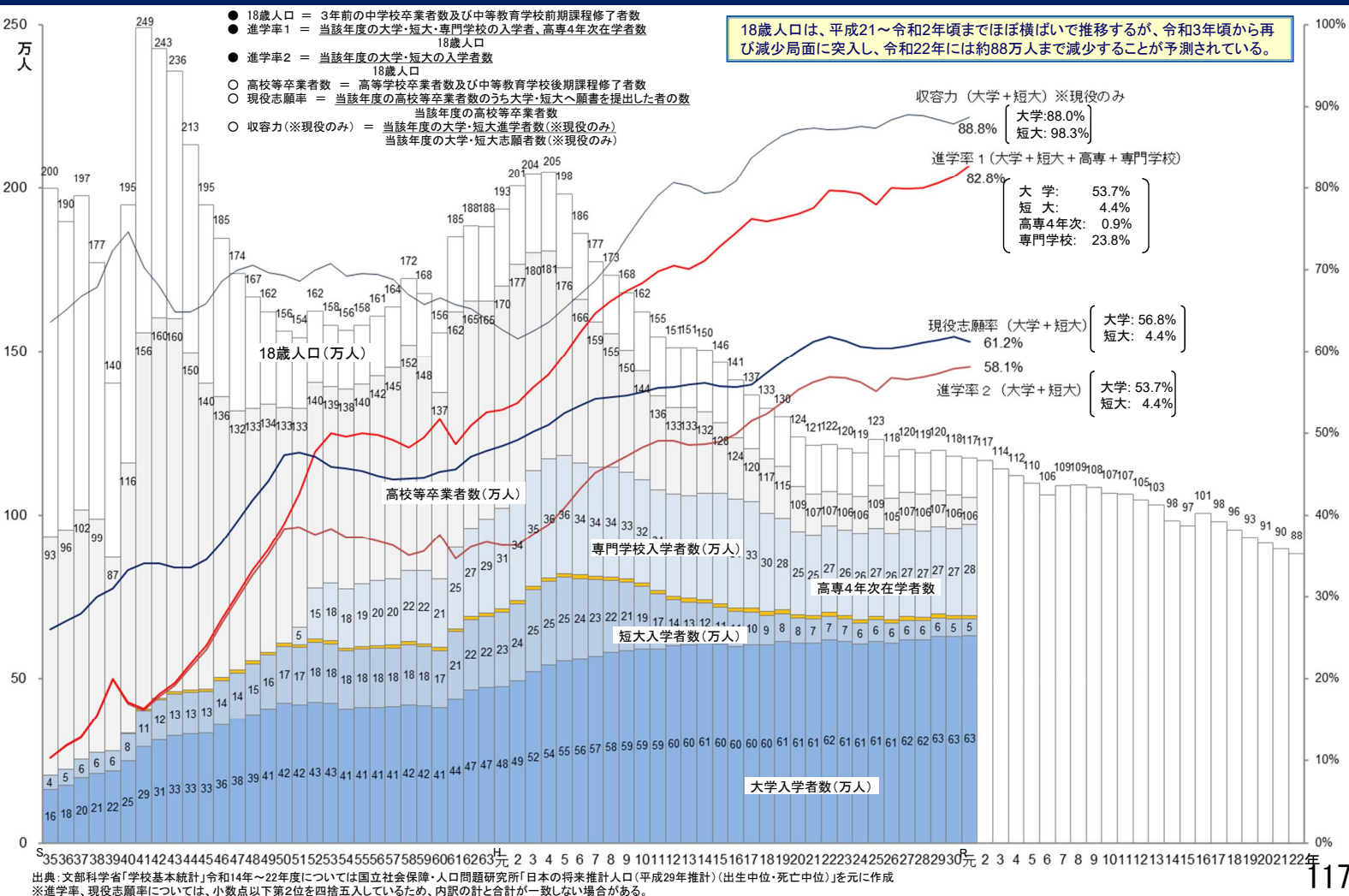
筑波大学「総合選抜」の導入

令和3年度入試から**一般選抜前期日程**に「総合選抜」を導入。全入学定員の約25%を募集。※体育専門学群を除く

- ・学群・学類の枠に依らない「文系」「理系Ⅰ」「理系Ⅱ」「理系Ⅲ」の区分により選抜。
- ・1年間の主体的かつ幅広い分野の学修を経て、本人の志望と、入学後の成績や適性に基づき、2年次から所属する学群・学類を決定。
- ・入学後に**学問分野を俯瞰**しながら専門を定め、**自らのキャリアを主体的に切り拓きたい人**のための入試。
- ・前期日程（総合選抜）では「調査書」を**点数化**して主体性等を評価。

8. 大学入学者数等の推移

18歳人口と高等教育機関への進学率等の推移

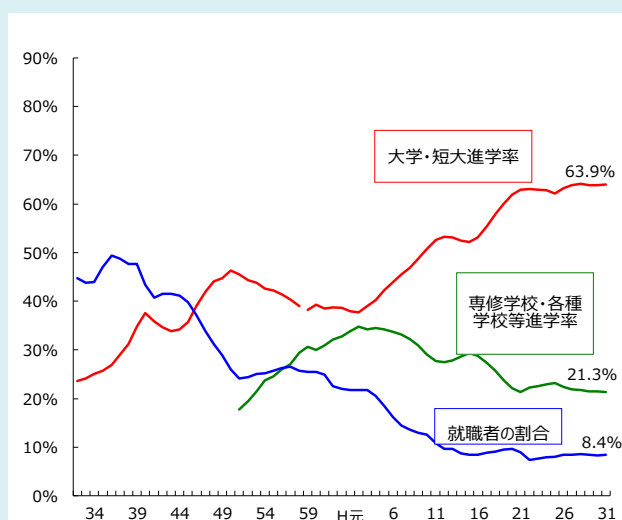


117

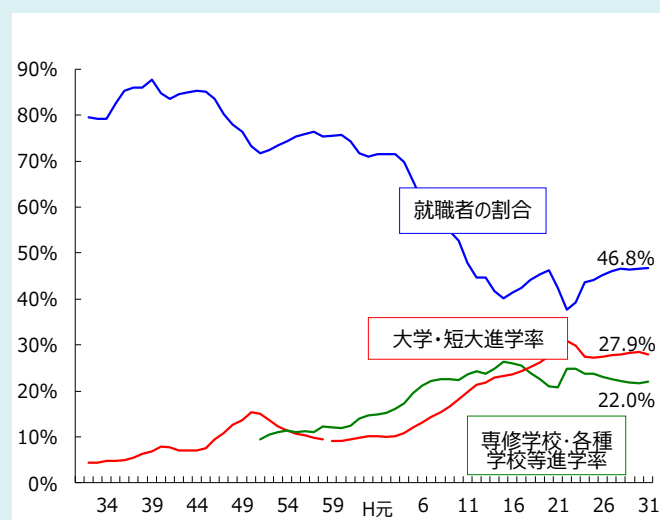
高校生の卒業後の進路状況(普通科・専門学科別)

- ここ数年の普通科卒業生の傾向を見ると、大学・短大進学率は約60%、就職者の割合は約10%で推移。
- 一方、専門学校・各種学校等進学率は低下。
- 専門学科卒業生は、就職する者が最も多く、就職者の割合、大学・短大進学率ともに上昇傾向。

普通科



専門学科



※ 大学短大進学率には、昭和58年以前は通信制大学短大への進学を除いているが、昭和59年以降はこれを含んでいる。

(出典) 文部科学省「学校基本統計」

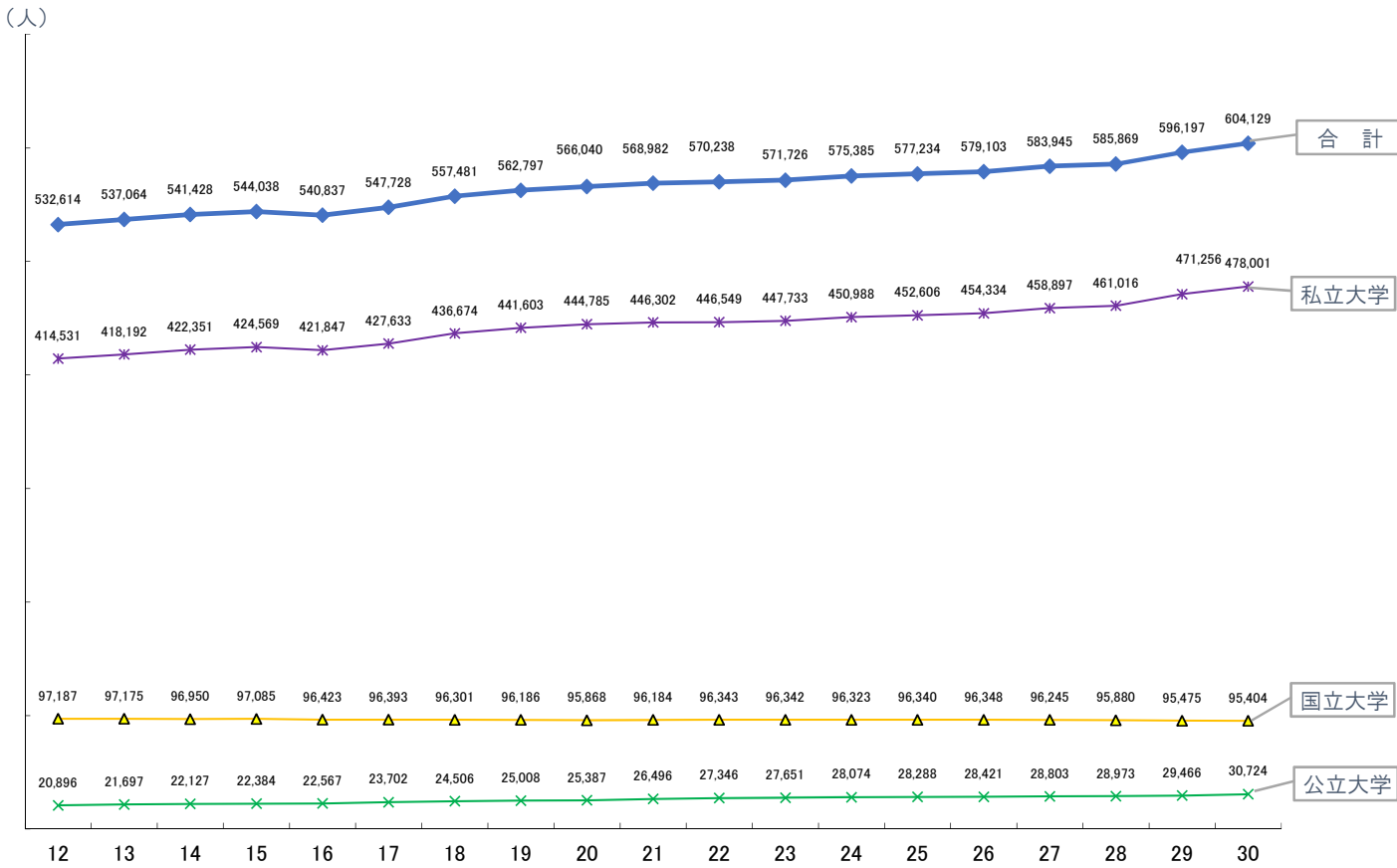
118

高等学校卒業生数・大学(学部)志願者数・大学(学部)入学定員の推移

年度	高等学校等 卒業生数	大学（学部） 入学志願者数	大学（学部） 入学者数				大学（学部） 入学定員				大学（学部） 進学率
	計	計	計	国立	公立	私立	計	国立	公立	私立	計
平成 10	1,441,061	790,423	590,743	107,311	21,205	462,227	515,735	102,526	19,813	393,396	36.4%
11	1,362,682	756,422	589,559	105,240	22,629	461,690	524,807	99,899	21,011	403,897	38.2%
12	1,328,940	745,200	599,655	103,054	23,578	473,023	535,445	97,297	21,792	416,356	39.7%
13	1,327,109	750,331	603,953	103,013	24,125	476,815	539,370	97,337	22,289	419,744	39.9%
14	1,315,079	756,333	609,337	103,301	24,276	481,760	543,319	97,072	22,399	423,848	40.5%
15	1,281,656	742,934	604,785	103,762	25,153	475,870	543,818	97,187	22,916	423,715	41.3%
16	1,235,482	722,227	598,331	103,552	25,074	469,705	545,261	96,525	23,084	425,652	42.4%
17	1,203,251	699,732	603,760	104,130	26,050	473,580	551,775	96,485	24,063	431,227	44.2%
18	1,172,087	690,435	603,054	104,027	26,935	472,092	561,959	96,393	25,033	440,533	45.5%
19	1,148,108	689,673	613,613	102,455	26,967	484,191	567,123	96,278	25,235	445,610	47.2%
20	1,089,188	670,371	607,159	102,345	27,461	477,353	570,250	95,956	25,462	448,832	49.1%
21	1,065,412	668,590	608,731	101,847	28,414	478,470	573,223	96,272	26,532	450,419	50.2%
22	1,071,422	680,644	619,119	101,310	29,107	488,702	575,325	96,447	27,397	451,481	50.9%
23	1,064,074	674,696	612,858	101,917	29,657	481,284	578,427	96,458	27,742	454,227	51.0%
24	1,056,387	664,334	605,390	101,181	30,017	474,192	581,428	96,497	27,987	456,944	50.8%
25	1,091,614	679,199	614,183	100,940	30,044	483,199	583,618	96,512	28,395	458,711	49.9%
26	1,051,343	661,555	608,247	100,874	30,669	476,704	586,024	96,465	28,823	460,736	51.5%
27	1,068,989	666,327	617,507	100,631	30,940	485,936	588,962	96,277	28,843	463,842	51.5%
28	1,064,352	665,237	618,423	100,146	31,307	486,970	593,347	95,981	29,317	468,049	52.0%
29	1,074,655	679,004	629,733	99,462	31,979	498,292	606,835	95,693	29,858	481,284	52.6%
30	1,061,565	679,040	628,821	99,371	33,073	496,377	616,697	95,650	32,717	488,330	53.3%
31	1,055,807	673,844	631,267	99,136	33,712	498,419					53.7%

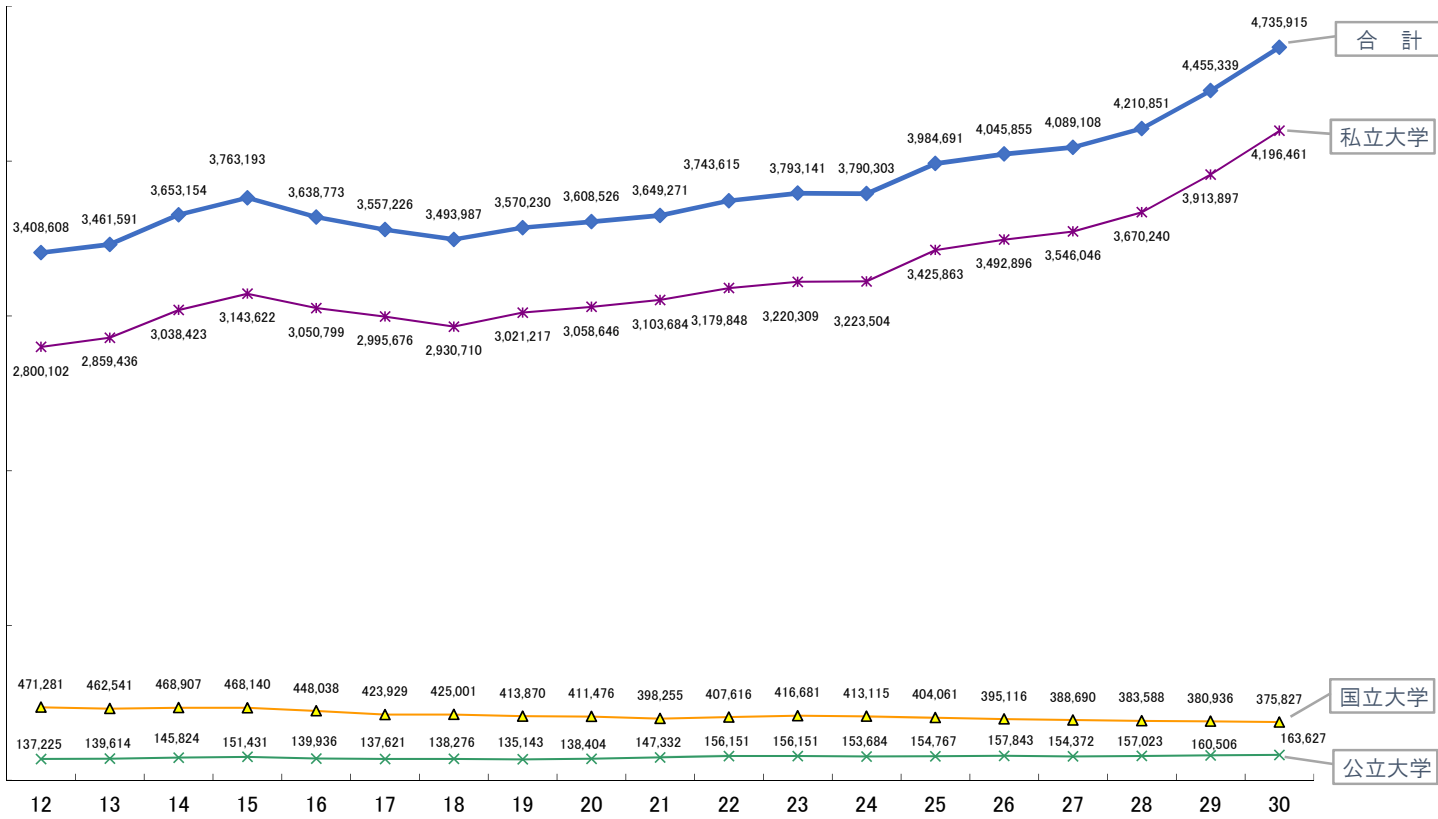
※高等学校等卒業生数・・・高等学校及び中等教育学校後期課程の前年度の卒業生数（現役のみ）
※大学(学部)入学志願者数・・・高等学校及び中等教育学校後期課程の卒業生のうち、大学(学部)への入学志願者数（過年度卒業生を含む）
※大学(学部)入学志願者数については、同一人が2校(学部)以上を志願した場合も1名として計上される。
※大学(学部)入学者数・・・大学(学部)への入学者数（過年度卒業生を含む）
※大学(学部)進学率・・・大学(学部)入学者数／18歳人口（3年前の中学校卒業生及び中等教育学校前期課程修了者数）
出典：高等学校等卒業生数、大学(学部)入学志願者数、大学(学部)入学者数・・・文部科学省『学校基本統計』
大学(学部)入学定員・・・全国大学一覧

入学定員(募集人員)の推移



入学志願者の推移(延べ数)

(人)

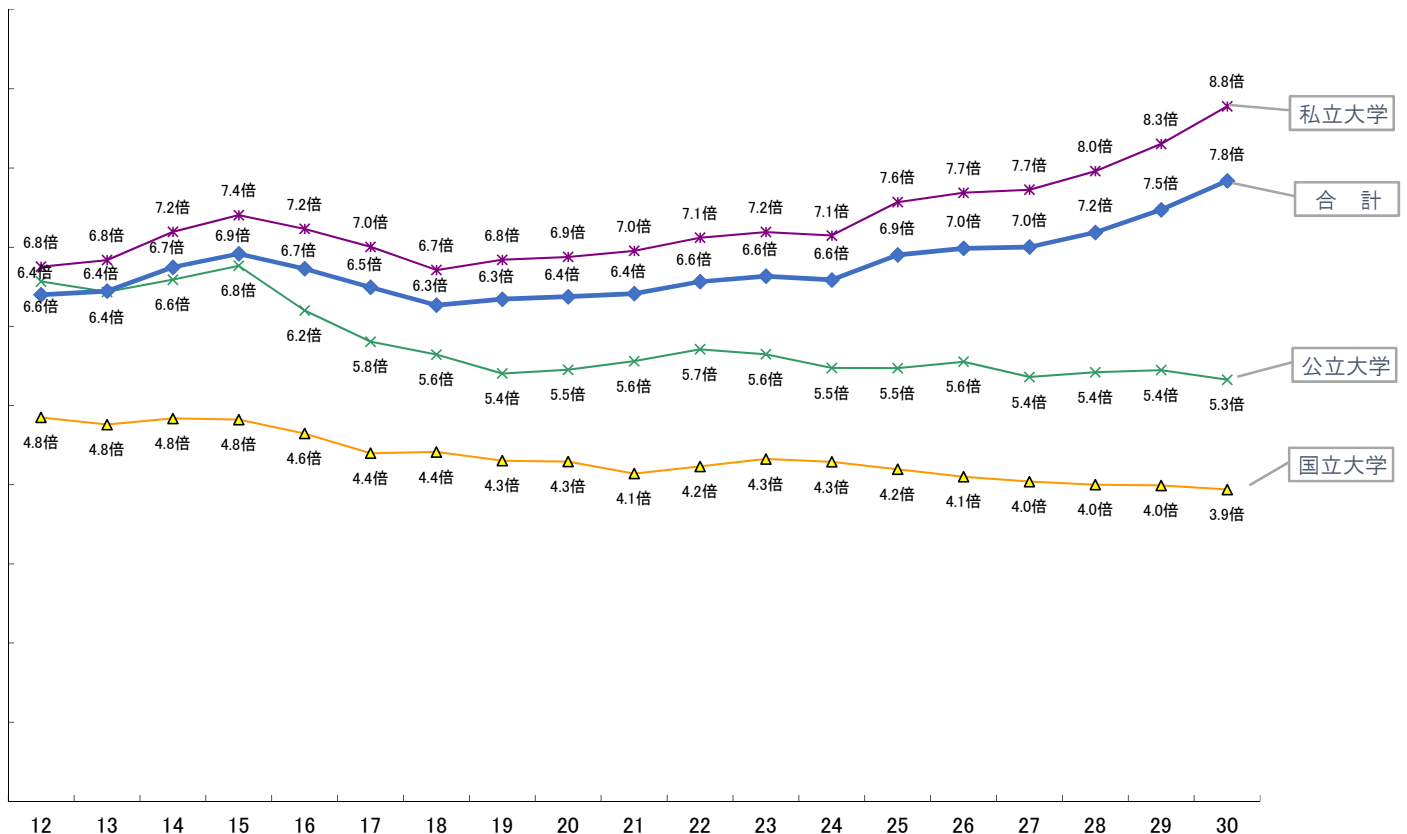


※各年度は入学年度であり、平成30年度であれば、平成30年度に入学する者を対象とした数字である。
※通信課程及び外国人留学生を対象とする選抜は含まない。

文部科学省大学入試室調べ

121

志願倍率の推移

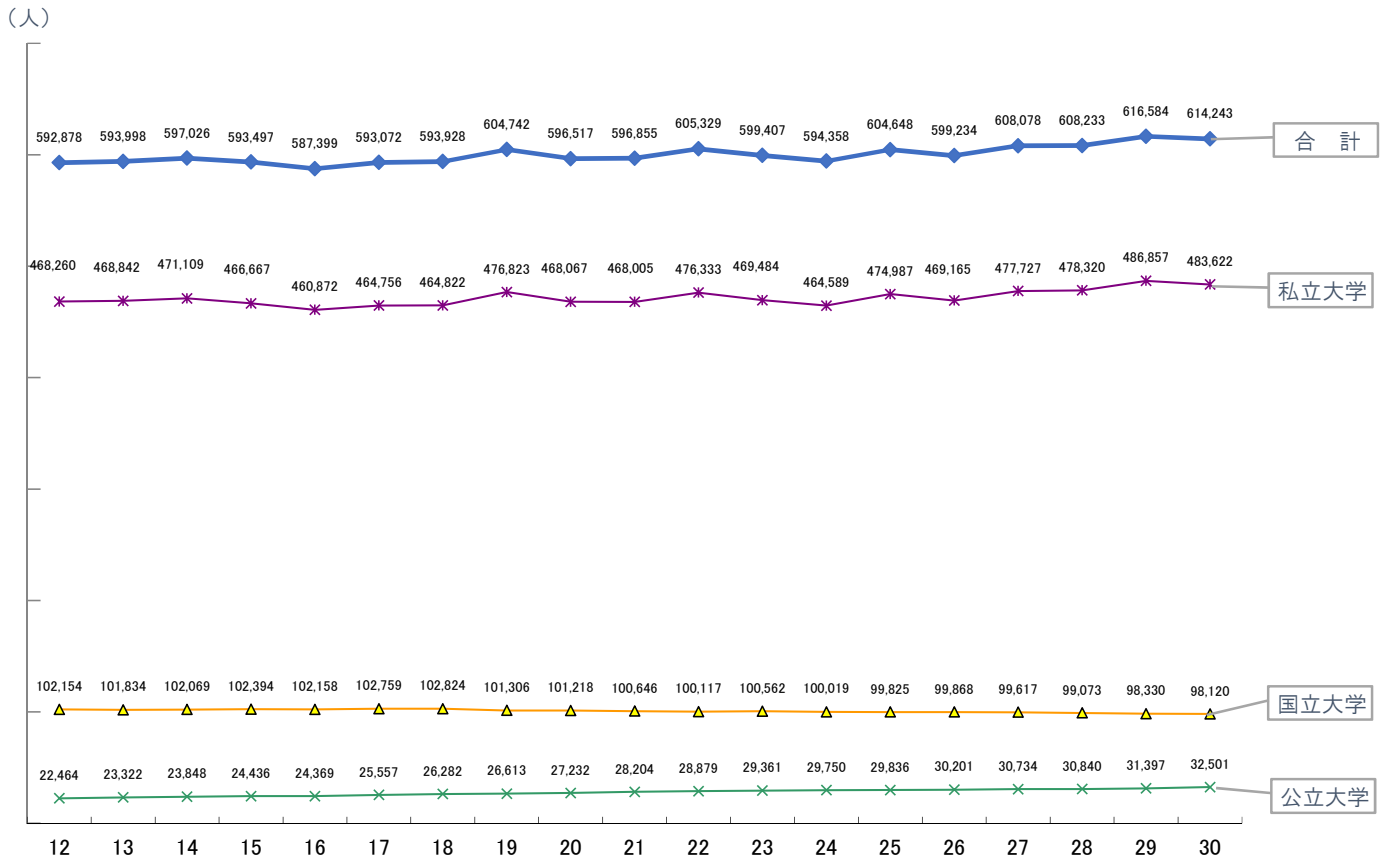


※各年度は入学年度であり、平成30年度であれば、平成30年度に入学する者を対象とした数字である。
※通信課程及び外国人留学生を対象とする選抜は含まない。

文部科学省大学入試室調べ

122

入学者数の推移



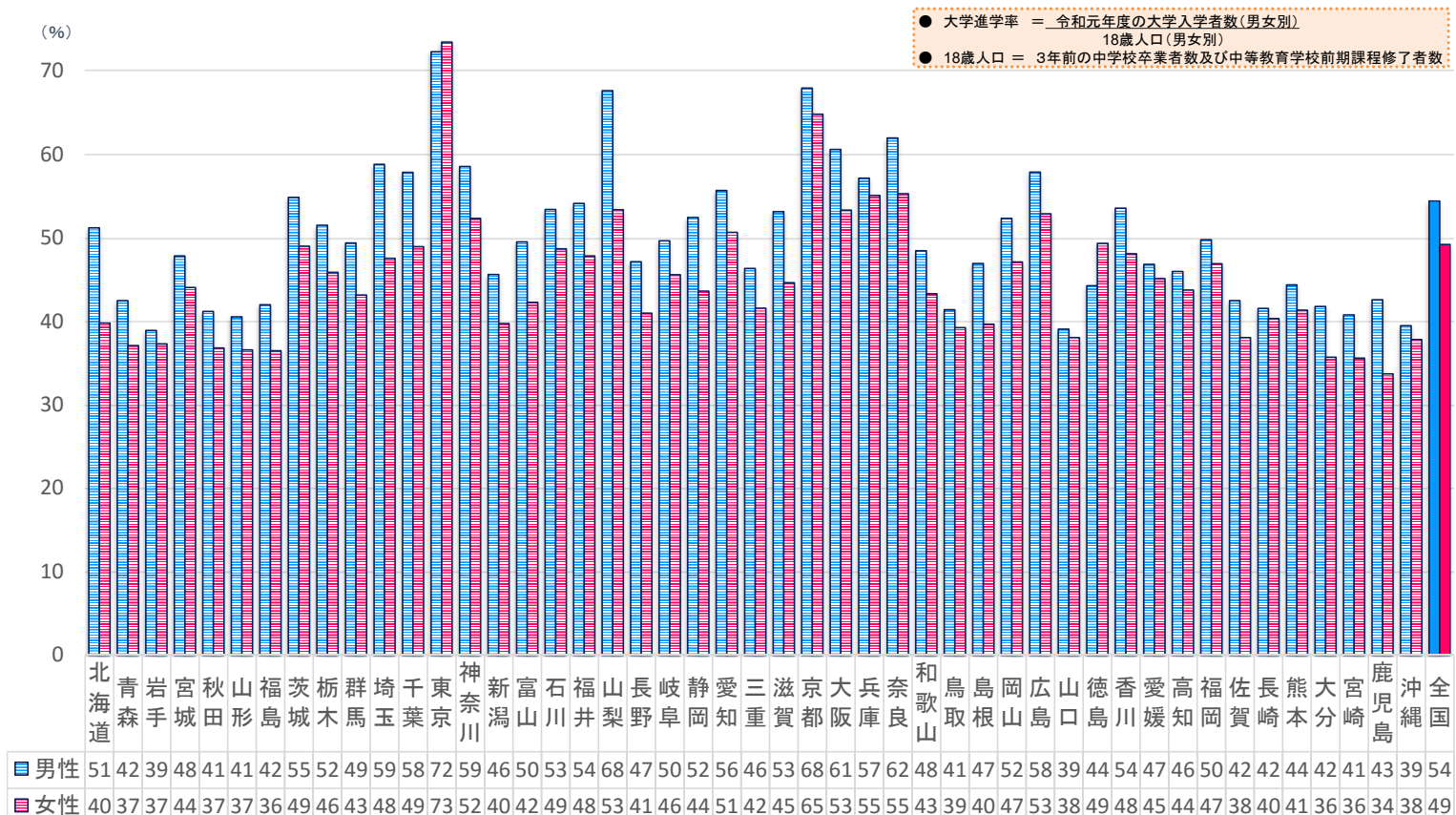
※各年度は入学年度であり、平成30年度であれば、平成30年度に入学する者を対象とした数字である。
 ※通信課程及び外国人留学生を対象とする選抜は含まない。

文部科学省大学入試室調べ

123

都道府県別大学進学率(男女別)

大学進学率を男女別にみると、東京都と徳島県を除く45道府県で男性の方が女性よりも高く、男女の進学率の差は①山梨県(14.3ポイント)、②北海道(11.3ポイント)、③埼玉県(11.4ポイント)、④千葉県(8.9ポイント)の順に高い。

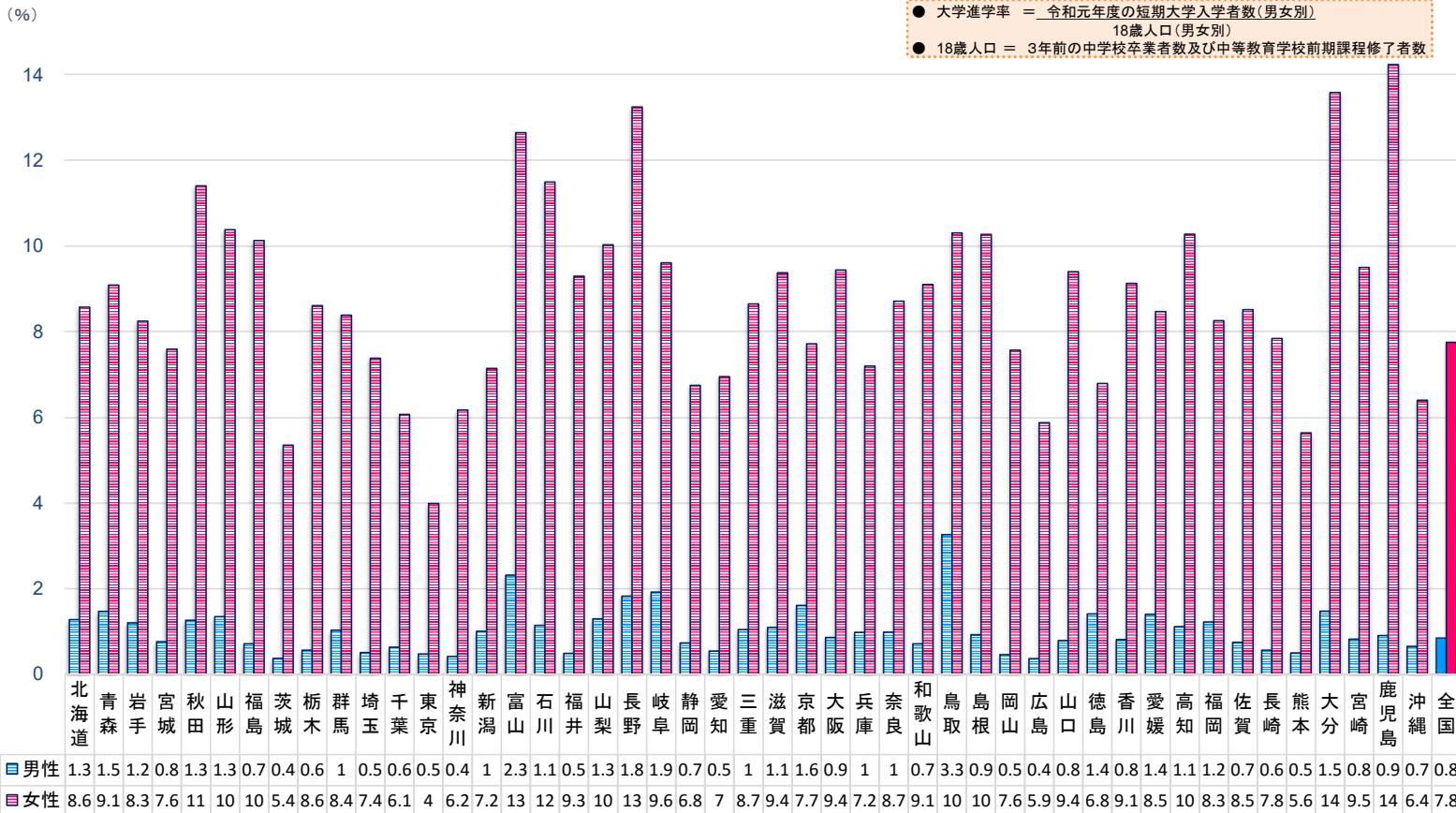


(出典) 文部科学省「令和元年度学校基本統計(速報値)」

124

都道府県別短期大学進学率(男女別)

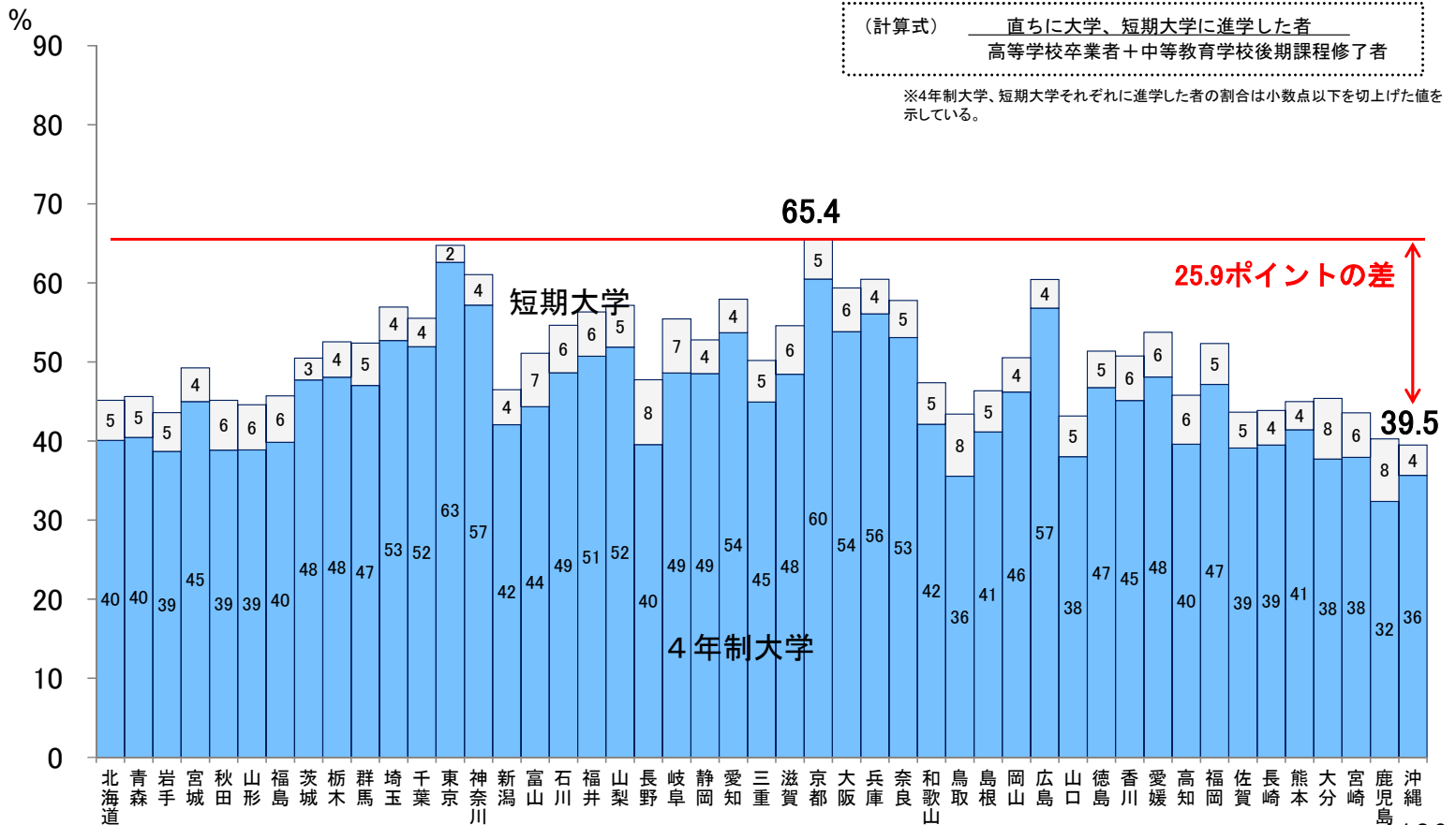
短期大学進学率を男女別にみると、全都道府県で女性が男性を上回っており、全国的には女性が7.8%、男性が0.8%となっている。女性の短期大学進学率は、①鹿児島県(14.3%)、②大分県(13.6%)、③長野県(13.3%)の順に高くなっている。



125

高校新卒者の4年制大学、短期大学への進学率(都道府県別)

平成30年度の都道府県別高校新卒者の4年制大学、短期大学への進学率は、京都(65.4%)が最も高く、沖縄(39.5%)が最も低い。



126

出典: 文部科学省「学校基本統計(平成30年度版)」

18歳人口と大学進学率等の推移(男女別)

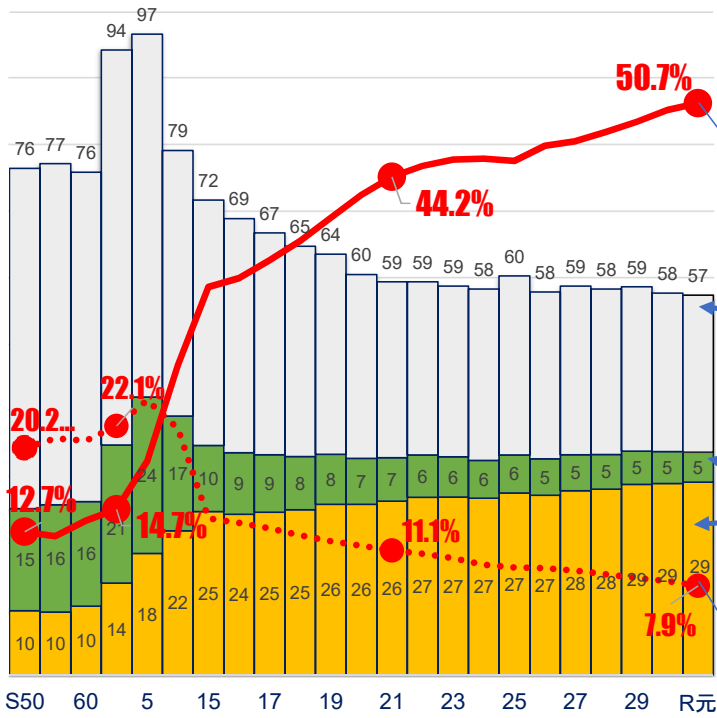
- 昭和50年（1975年）と比べて、女性の大学入学者数は約19万人増加、進学率も約38ポイント増加。
- 近年は、男女とも進学率は上昇傾向にあるが女性の上昇幅が大きい。

H21→R1

大学進学率: 約**6.5**ポイント増
大学入学者数: 約**3**万人増

女性

(万人)

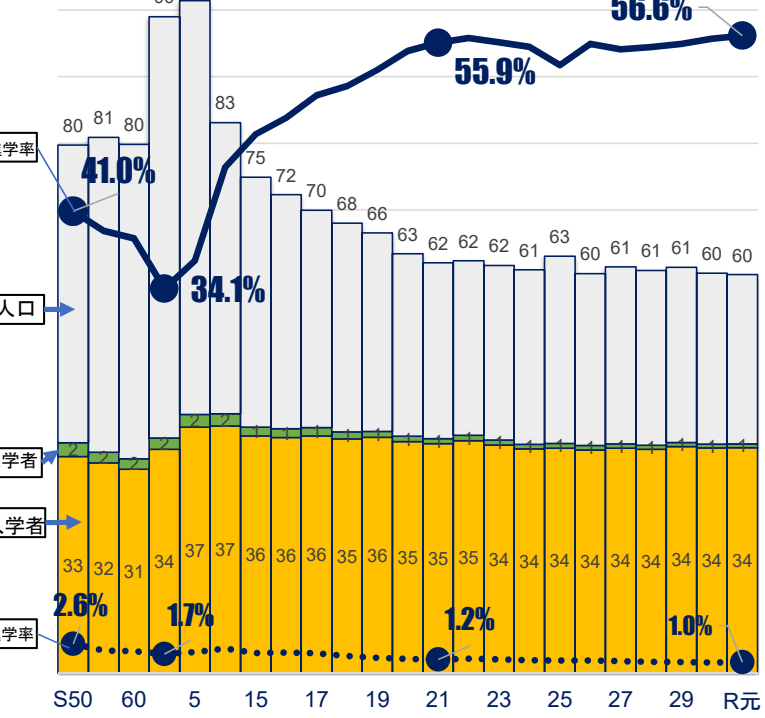


H21→R1

大学進学率: 約**0.7**ポイント増
大学入学者数: ほぼ横ばい

男性

(万人)



(出典) 文部科学省「学校基本統計」(令和元年度は速報値)

127

9. 障害等のある入学志願者への配慮の状況

障害者施策の流れ

- 平成18年12月 国連総会にて「障害者の権利に関する条約」採択
- 平成19年 9月 条約に日本署名(賛同)
- 平成23年 8月 「障害者基本法」の改正
- 平成24年12月 「障がいのある学生の修学支援に関する検討会報告(第一次まとめ)」の取りまとめ
- 平成25年 6月 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(「障害者差別解消法」)の公布
- 9月 「第3次障害者基本計画」閣議決定
- 平成26年 1月20日 条約の批准書を国連に寄託 ⇒ 2月19日効力発生
- 平成27年 2月24日 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」閣議決定
- 10月30日 国立大学協会にて国立大学の「国等職員対応要領」雛形の作成・提供
- 11月 9日 私立の大学・短期大学・高等専門学校を含む関係事業者への「文部科学省事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」の告示
- 平成28年 4月 「障害者差別解消法」の施行 (※施行後3年を目途に見直しの検討開始)
- 平成29年 3月 「障害のある学生の修学支援に関する検討会報告(第二次まとめ)」の取りまとめ
- 平成30年 3月 「第4次障害者基本計画」閣議決定

「不当な差別的取扱い」や「合理的配慮」に関する基本的な考え方

不当な差別的取扱いの禁止と合理的配慮の提供は、大学等において、組織として当然に行われるべきもの。学長等のイニシアティブの発揮と特定の教職員任せにならない組織としての取組が強く求められる。

不当な差別的取扱い

「正当な理由なく、障害を理由として各種機会の提供を拒否する又は提供に当たって場所・時間帯を制限するなど、**障害のない学生に対しては付さない条件を付すこと。**」

- **正当な理由か否かは、個別の事案ごとに、障害学生及び第三者の権利利益の観点から判断。**
(観点例) 安全の確保 / 財産の保全 / 事業の目的・内容・機能の維持 / 損害発生の防止 等
→ 事故の危惧がある、危険が想定されるなどの**一般的・抽象的な理由に基づいての対応は不适当。**
- **あらゆる場面で発生しうる**という認識が不可欠。
(場面例) 入学前の相談・入試 / 授業(講義・実習・演習・実技・実験) / 研究室の選択 / 試験・評価・単位認定 / 留学・インターンシップ・課外活動への参加 等
- 関連して**障害を理由としたハラスメントが発生**することがある。
→ **防止するための取組の徹底**も重要。

合理的配慮

「障害のある者が、他の者と平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、大学等が**必要かつ適当な変更・調整を行なうこと**であり、障害のある学生に対し、その状況に応じて、大学等において教育を受ける場合に**個別に必要とされるもの**」かつ「大学等に対して、体制面、財政面において、**均衡を失した又は過度の負担を課さないもの**」(第一次まとめ)

障害者差別解消法は、**障害者が受ける制限は、社会における様々な障壁(「社会的障壁」)と相対することによって生ずるという「社会モデル」**の考え方を取り入れている。
→ この**社会的障壁を除去するために合理的配慮**が行われる。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）①

障害者基本法 第4条 基本原則 差別の禁止

第1項：障害を理由とする差別等の権利侵害行為の禁止

何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

第2項：社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止

社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによつて前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。

第3項：国による啓発・知識の普及を図るための取組

国は、第一項の規定に違反する行為の防止に関する啓発及び知識の普及を図るため、当該行為の防止を図るために必要となる情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

I. 差別を解消するための措置

具体化

差別的取扱いの禁止

国・地方公共団体等（国公立学校など）
民間事業者（私立学校など）

法的義務

合理的配慮の不提供の禁止

国・地方公共団体等（国公立学校など）

法的義務

民間事業者（学校法人など）

努力義務

具体的な対応

政府全体の方針として、差別の解消の推進に関する基本方針を策定（閣議決定〔H27.2〕）

- 国・地方公共団体等 ⇒ 当該機関における取組に関する要領を策定※
- 事業者 ⇒ 主務大臣が事業分野別の指針（ガイドライン）を策定

※ 地方の策定は努力義務

実効性の確保

● 主務大臣による民間事業者に対する報告徴収、助言・指導、勧告

II. 差別を解消するための支援措置

紛争解決・相談

● 相談・紛争解決の体制整備 ⇒ 既存の相談、紛争解決の制度の活用・充実

地域における連携

● 障害者差別解消支援地域協議会における関係機関等の連携

啓発活動

● 普及・啓発活動の実施

情報収集等

● 国内外における差別及び差別の解消に向けた取組に関わる情報の収集、整理及び提供

※内閣府作成資料

施行日：平成28年4月1日（施行後3年を目途に必要な見直し検討）

131

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）②

○障害者基本法（第4条）の差別の禁止の基本原則を具体化した法律

○障害者に対する『**不当な差別的取扱い**』や『**合理的配慮の不提供**』を差別と規定し、国・地方公共団体等（国公立大学）や事業者（私立大学）に対し、差別の解消に向けた具体的取り組みを求めている。

○『障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針』の策定について規定

○職員が適切に対応するために必要な『職員対応要領』、事業者の適切な対応・判断に資するための『事業者対応指針』の策定について規定（事業者は対応指針を踏まえ、具体的場面や状況に応じて柔軟な対応が期待）

○主務大臣は、事業者に対する報告徴収、助言・指導、勧告をすることができる。

	不当な差別的取扱いの禁止	合理的配慮の提供	職員対応要領	事業者対応指針
国	義務 (第7条1項)	義務 (第7条2項)	義務 (第9条1項)(※2)	所掌する分野について 策定義務(第11条1項)(※3)
地方公共団体 (公立大学)	義務 (第7条1項)	義務 (第7条2項)	努力義務 (第10条1項)	— (※1)
国立大学	義務 (第7条1項)	義務 (第7条2項)	義務 (第9条1項)	— (※1)
事業者 (私立大学)	義務 (第8条1項)	努力義務 (第8条2項)	—	対応指針(※3)の対象

※1 各機関が**対応指針を策定する際**、例えば、教育分野に携わる職員の対応に関する内容は、**文科省が定める対応指針のうち、教育分野の内容を参照することが想定される**。

※2 平成27年12月25日 文部科学省訓令第31号『文部科学省における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領』

※3 平成27年11月9日 文部科学省告示第180号『文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針』

→ 平成27年12月9日 27文科高第849号『文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針の策定について』（高等教育局長通知）

13

合理的配慮

出典：障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針

基本的な考え方

- 事務・事業を行うに当たり、**個々の場面**において、
- 障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の**意思の表明**があった場合において、
- その実施に伴う**負担が過重でないとき**は、
- 障害者の権利利益を侵害することとならないよう、**社会的障壁の除去の実施**について、必要かつ合理的な配慮を行うこと

※多様かつ個別性が高い

障害の特性や具体的場面・状況に応じて異なる = 個々の障害者に対し、その状況に応じて**個別に実施**される

※代替措置の選択も検討

双方の建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応

※過重な負担

- ・個別の事案ごとに、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断
①事務・事業への影響の程度(事務・事業の目的・内容・機能を損なうか否か)、②実現可能性の程度(物理的・技術的制約、人的・体制上の制約)
③費用・負担の程度、④事務・事業規模、⑤財政・財務状況
- ・**過重な負担に当たると判断した場合には、障害者にその理由を説明し、理解を得るように努めることが望ましい。**

13
3

大学入試センター試験 受験上の配慮決定者数(区分別)

(単位：人)

区 分	平成31年度試験決定者数 (志願者数に占める割合)	平成30年度試験決定者数 (志願者数に占める割合)
視覚障害	107	103
	(0.02%)	(0.02%)
聴覚障害	448	477
	(0.08%)	(0.08%)
肢体不自由	284	283
	(0.05%)	(0.05%)
病弱	520	142
	(0.09%)	(0.02%)
発達障害	335	310
	(0.06%)	(0.05%)
その他	1,236	1,558
	(0.21%)	(0.27%)
合 計	2,930	2,873
	(0.51%)	(0.49%)

※平成31年度志願者数：576,830人、平成30年度志願者数：582,671人

【備考】

- 1 複数の区分に該当する者は、主たる区分に計上。
- 2 平成30年度試験まで「消化器疾患」は「その他」区分に計上していたが、平成31年度試験から「病弱」区分に含めることとし、『受験上の配慮案内』において、例示として明記している。
なお、平成30年度試験の決定者数「その他」区分1,558人のうち、「消化器疾患」は388人、平成31年度試験の「病弱」区分520人のうち、「消化器疾患」は394人であった。

大学入試センター試験 受験上の配慮決定者数(配慮事項別)

(単位：人)				
区分	配 慮 内 容		平成31年度試験 決定者数	平成30年度試験 決定者数
視 覚 障 害	点字解答及び時間延長（別室）	リスニング連続方式	9	12
		リスニング音止め方式	1	0
	文字解答及び時間延長（別室）	リスニング連続方式	34	42
		リスニング音止め方式	12	6
	文字解答（別室）		10	8
	拡大文字問題冊子の配付	14ポイント	46	45
		22ポイント	15	17
	その他（拡大鏡等の持参使用、座席指定等）		137	83
聴 覚 障 害	リスニングの免除		216	223
	CDプレーヤーのスピーカーから直接音声を聞く方式等		167	195
	手話通訳士等の配置及び注意事項等の文書による伝達		62	61
	注意事項等の文書による伝達		177	174
	その他（補聴器又は人工内耳の装用、座席指定等）		640	654
肢 体 不 自 由	チェック解答及び時間延長（別室）	リスニング連続方式	32	28
		リスニング音止め方式	3	8
	チェック解答（別室）		24	19
	代筆解答及び時間延長（別室）	リスニング連続方式	2	2
		リスニング音止め方式	5	2
	代筆解答（別室）		1	2
	別室の設定		35	36
	座席の指定		115	113
	その他（車イスの持参、試験場への乗用車での入構、杖の持参使用、付添者の同伴等）		910	900
	病 弱	別室の設定		147
座席の指定			332	52
その他（車イスの持参、試験場への乗用車での入構、杖の持参使用、付添者の同伴等）			444	179

(単位：人)				
区分	配 慮 内 容		平成31年度試験 決定者数	平成30年度試験 決定者数
発 達 障 害	マークシート解答及び時間延長（別室）	リスニング連続方式	27	48
		リスニング音止め方式	4	11
	チェック解答及び時間延長（別室）	リスニング連続方式	6	4
		リスニング音止め方式	6	1
	チェック解答（別室）		47	32
	拡大文字問題冊子の配付	14ポイント	37	24
		22ポイント	3	5
	別室の設定		184	162
	その他（注意事項等の文書による伝達等）		227	112
	そ の 他	別室の設定		857
座席の指定		248	519	
その他（車イスの持参、試験場への乗用車での入構、杖の持参使用、付添者の同伴等）		361	671	
合 計			5,583	5,452

※合計人数は、延べ人数

障害のある者に対する特別措置の内容（平成30年度個別入学者選抜）

- 特別措置を実施した学校数は459校。
- 実施校数が多いのは「別室を設定」が最も多く(246校)、次いで「補聴器の持参使用」(198校)、「文書による伝達」(180校)、「試験時間の延長」(172校)と「トイレに近接する試験室に指定」(172校)。
- 障害種別では「視覚・言語障害」についての実施が最も多い(265校)。

措置事項	特別措置を実施した学校数	別室を設定	補聴器の持参使用	文書による伝達	試験時間の延長	トイレに近接する試験室に指定	車椅子等の持参使用	試験場への車での入構許可	拡大文字問題の準備	介助者の付与	試験室を一階に設定	拡大解答用紙の準備	特製机の使用	拡大鏡等の持参使用	松葉杖の持参使用	チェック解答	手話通訳者の付与	パソコン等の持参使用	窓側の明るい席の指定	点字問題を点字で解答	照明器具の準備	マークシートに替えて文字で回答	音声で出題し音声で解答	その他
	(校)	(校)	(校)	(校)	(校)	(校)	(校)	(校)	(校)	(校)	(校)	(校)	(校)	(校)	(校)	(校)	(校)	(校)	(校)	(校)	(校)	(校)	(校)	(校)
実施校数	459	246	198	180	172	172	167	166	88	84	80	74	74	68	66	44	32	24	18	17	14	12	0	317
視覚障害	108	59	0	4	67	3	1	8	69	10	2	44	13	56	1	17	0	7	8	17	10	9	0	47
聴覚・言語障害	265	41	198	157	14	5	3	14	0	6	4	0	0	1	0	0	32	3	2	0	0	0	0	179
肢体不自由	217	91	1	1	67	90	144	110	14	58	62	21	59	1	60	23	0	11	1	0	5	1	0	114
病弱・虚弱	160	88	2	1	22	61	20	43	3	8	20	4	9	3	6	5	0	2	2	0	0	0	0	114
重複	35	17	2	4	14	12	17	21	4	13	7	4	9	5	3	4	2	5	1	1	0	1	0	25
発達障害(診断書有)	149	111	0	54	65	15	1	11	13	5	3	12	0	4	1	14	0	0	4	0	0	2	0	70
精神障害	146	87	1	8	10	52	2	12	0	3	7	2	1	1	0	2	0	2	1	0	0	0	0	94
その他の障害	143	55	0	1	6	69	5	22	2	3	5	3	3	2	1	2	0	2	0	0	1	0	0	110

※ 特別措置した校数は、大学(大学院、大学院大学及び専攻科を含む)、短期大学(大学内に短期大学部を有している場合を含む。専攻科含む)、高等専門学校(専攻科を含む)
(平成30年度(2018年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査結果報告書(日本学生支援機構)より作成)

10. 子供の貧困対策と大学入試

子供の貧困対策に関する大綱のポイント（令和元年11月29日閣議決定）

子供の貧困対策に関する大綱
○「子どもの貧困対策の推進に関する法律」(平成25年成立、議員立法)に基づき策定
○今般の大綱改定は、
①現大綱（平成26年8月閣議決定）において、5年を目途に見直しを検討するとされていること、及び②議員立法による法律改正（令和元年6月）を踏まえて実施。
○平成30年11月の子どもの貧困対策会議（会長：内閣総理大臣）において、令和元年度中に新たな大綱を策定するとされている。

目的

現在から将来にわたり、全ての子供たちが夢や希望を持てる社会を目指す
子育てや貧困を家庭のみの責任とせず、子供を第一に考えた支援を包括的・早期に実施

基本的方針

① 親の妊娠・出産期から子供の社会的自立までの切れ目のない支援 ➡ 子供のライフステージに応じて早期の課題把握
② 支援が届かない又は届きにくい子供・家庭への配慮 ➡ 声を上げられない子供や家庭の早期発見と支援の多様化
③ 地方公共団体による取組の充実 ➡ 計画策定や取組の充実、市町村等が保有する情報の活用促進

指標

ひとり親の正規雇用割合、食料又は衣服が買えない経験等を追加（指標数 25→39）

指標の改善に向けた重点施策（主なもの）

1. 教育の支援

○学力保障、高校中退予防、中退後支援の観点を含む教育支援体制の整備
少人数指導や習熟度別指導、補習等のための教職員等の指導体制の充実、教育相談体制の充実、高校中退者への学習支援・情報提供等
○真に支援が必要な低所得者世帯の子供たちに対する大学等の授業料減免や給付型奨学金を実施

2. 生活の安定に資するための支援

○妊娠・出産期からの切れ目のない支援、困難を抱えた女性への支援
子育て世代包括支援センターの全国展開、若年妊婦等へのアウトリーチ、SNSを活用した相談支援、ひとり親支援に係る地方公共団体窓口のワンストップ化・民間団体の活用等
○生活困窮家庭の親の自立支援 生活困窮者に対する自立相談、就労準備、家計改善の一体的な支援の実施を推進

3. 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

○ひとり親への就労支援 資格取得や学び直しの支援、ショートステイ（児童養護施設等で一時的に子供を預かる事業）等の両立支援

4. 経済的支援

○児童扶養手当制度の着実な実施 支払回数を年3回から6回に見直し（令和元年11月支給分～）
○養育費の確保の推進 養育費の取決め支援、民事執行法の改正による財産開示手続の実効性の向上

施策の推進体制等

○地方公共団体の計画策定等支援
○子供の未来応援国民運動の推進 子供の未来応援基金等の活用

子供の貧困対策に関する大綱（概要）

I 目的・理念

- 現在から将来にわたって、全ての子供たちが前向きな気持ちで夢や希望を持つことのできる社会の構築を目指す。
- 子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、地域や社会全体で課題を解決するという意識を強く持ち、子供のことを第一に考えた適切な支援を包括的かつ早期に講じる。

II 基本的な方針

- 親の妊娠・出産期から子供の社会的自立までの切れ目ない支援
- 支援が届いていない、又は届きにくい子供・家庭への配慮
- 地方公共団体による取組の充実など

III 子供の貧困に関する指標

- **生活保護世帯に属する子供の高校・大学等進学率**
 - 高等教育の修学支援新制度の利用者数
 - 食料又は衣服が買えない経験
 - 子供の貧困率
 - ひとり親世帯の貧困率
- など、39の指標

IV 指標の改善に向けた重点施策

教育の支援

- 幼児教育保の無償化の推進及び質の向上
- 地域に開かれた子供の貧困対策のプラットフォームとしての学校指導・運営体制の構築
 - ・スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーが機能する体制の構築、少人数指導や習熟度別指導、補習等のための指導体制の充実等を通じた学校教育による学力保障
- 高等学校等における修学継続のための支援
 - ・高校中退の予防のための取組、高校中退後の支援
- **大学等進学に対する教育機会の提供**
- 特に配慮を要する子供への支援
- 教育費負担の軽減
- 地域における学習支援等

生活の安定に資するための支援

- 親の妊娠・出産期、子供の乳幼児期における支援
 - ・特定妊婦等困難を抱えた女性の把握と支援 等
- 保護者の生活支援
 - ・保護者の自立支援、保育等の確保 等
- 子供の生活支援
- 子供の就労支援
- 住宅に関する支援
- 児童養護施設退所者等に関する支援
 - ・家庭への復帰支援、退所後の相談支援
- 支援体制の強化

保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

- 職業生活の安定と向上のための支援
 - ・所得向上策の推進、職業と家庭が安心して両立できる働き方の実現
- ひとり親に対する就労支援
- ふたり親世帯を含む困窮世帯等への就労支援

経済的支援

- 児童手当・児童扶養手当制度の着実な実施
- 養育費の確保の推進
- 教育費負担の軽減

施策の推進体制等

- ＜子供の貧困に関する調査研究等＞
- 子供の貧困の実態等を把握するための調査研究
- 子供の貧困に関する指標に関する調査研究
- 地方公共団体による実態把握の支援

- ＜施策の推進体制等＞
- 国における推進体制
- 地域における施策推進への支援
- 官公民の連携・協働プロジェクトの推進、国民運動の展開
- 施策の実施状況等の検証・評価
- 大綱の見直し

139

子供の貧困対策に関する大綱（令和元年11月閣議決定）（抄）

第4 指標の改善に向けた重点施策

(4) 大学等進学に対する教育機会の提供

（高等教育の修学支援）

高等教育段階においては、真に支援の必要な住民税非課税世帯及びこれに準ずる者が経済的な理由によって大学等への進学を断念することがないよう、令和2年4月から授業料等の減免措置と給付型奨学金の拡充を併せて行う高等教育の修学支援新制度の実施により大学等の修学に係る経済的負担の軽減を図る。

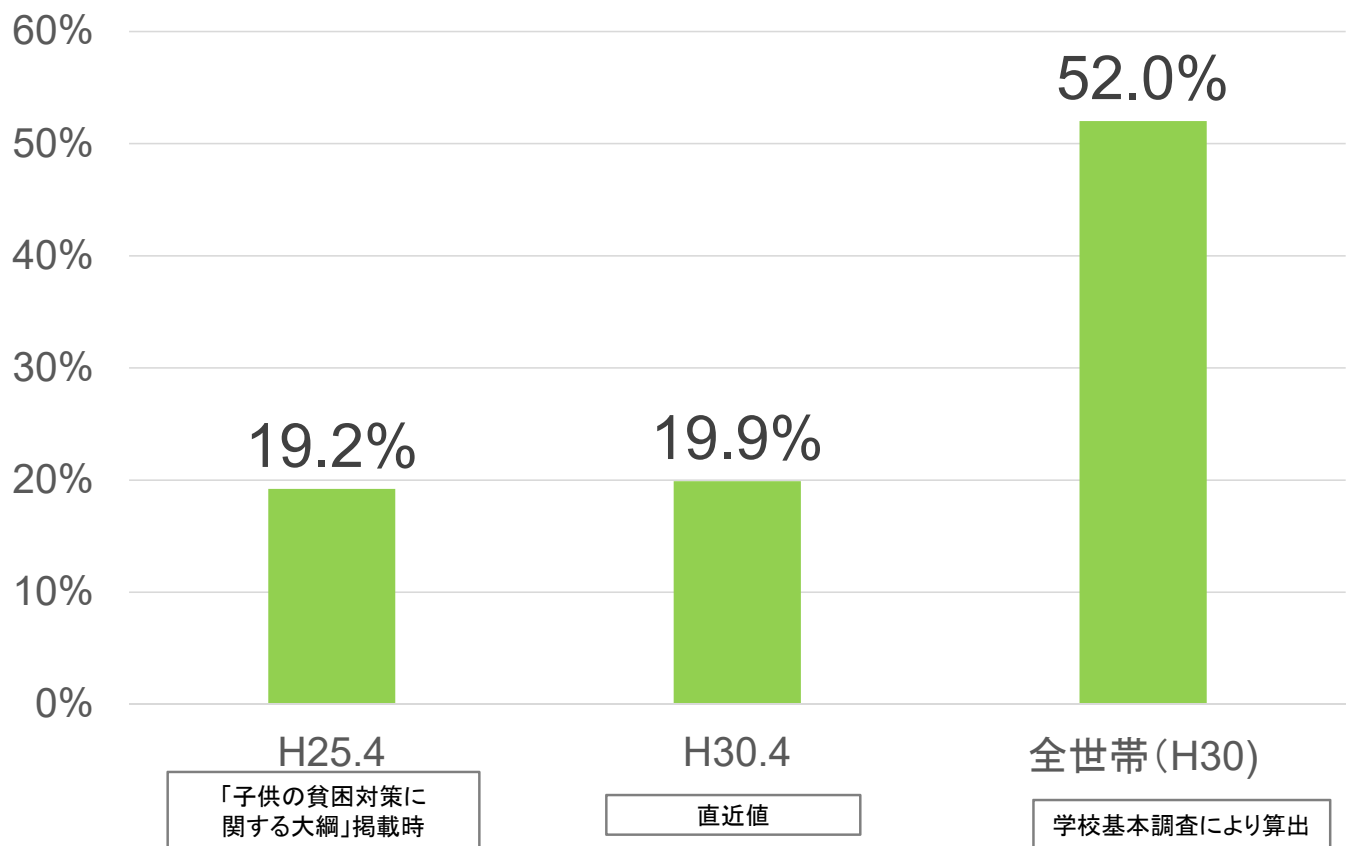
また、意欲と能力のある学生等が経済状況にかかわらず修学の機会を得られるよう、引き続き無利子奨学金を適切に措置するとともに、返還が困難な者に対しては、返還月額の減額、返還期限の猶予、奨学金の返還月額が卒業後の所得に連動する「所得連動返還型奨学金制度」等の利用を促す。

あわせて、奨学金の緊急採用等、家計急変により修学困難となった学生に対する経済的支援についても引き続き取り組む。

さらに、学生宿舎の整備が円滑に行われるよう、各大学等の計画・要望に応じた整備手法に関する情報提供等を行う。

140

生活保護世帯に属する子供の大学等進学率



※内閣府HP掲載資料より文部科学省にて作成

※「H25.4.」及び「H30.4.1」は厚生労働省社会・援護局保健課調べ

※「全世帯(H30)」は文部科学省「学校基本調査」(平成30年度)を基に算出(H30.5.1現在)